

令和7年 第2回定例会

大和村議会会議録

第2回定例会 令和7年6月10日（火）開会
 令和7年6月13日（金）閉会

大 和 村 議 会

会期日程（令和7年第2回大和村議会定例会）

令和7年6月10日～6月13日 会期 4日間

目次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月10日	火	本会議	（開 会） 令和6年度補正予算（専決承認）6件 条例関係（専決承認）2件 令和7年度補正予算8件
第2日	6月11日	水	休 会	
第3日	6月12日	木	休 会	
第4日	6月13日	金	本会議	（最終本会議） 一般質問（5名） 午前 重信 安男 議員 市田 実孝 議員 午後 奥田 浩一 議員 勝山 浩平 議員 奥田 忠廣 議員 陳情・議員派遣・継続調査 （閉 会）

第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）

大 和 村 議 会

議事日程（令和７年第２回大和村議会定例会）

令和７年６月１０日（火）

開議時間 午後 １時３０分

開会の宣告

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 承認第 ２号 令和６年度大和村一般会計補正予算（第８号）の専決処分の承認について
- 日程第 ６ 承認第 ３号 令和６年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分の承認について
- 日程第 ７ 承認第 ４号 令和６年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について
- 日程第 ８ 承認第 ５号 令和６年度大和村介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について
- 日程第 ９ 承認第 ６号 令和６年度大和村大和の園特別会計補正予算（第５号）の専決処分の承認について
- 日程第 １０ 承認第 ７号 令和６年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認について
- 日程第 １１ 承認第 ８号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 １２ 承認第 ９号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 １３ 議案第 ２８号 令和７年度大和村一般会計補正予算（第１号）について
- 日程第 １４ 議案第 ２９号 令和７年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 １５ 議案第 ３０号 令和７年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 １６ 議案第 ３１号 令和７年度大和村介護保険特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 １７ 議案第 ３２号 令和７年度大和村大和の園特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 １８ 議案第 ３３号 令和７年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

- 日程第 19 議案第 34 号 令和 7 年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 20 議案第 35 号 令和 7 年度大和村集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

散会の宣告

令和7年第2回大和村定例会会議録

令和7年6月10日(火)

午後 1時30分 開会

1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	奥 田 浩 一 君	6 番	藏 正 君
2 番	市 田 実 孝 君	7 番	勝 山 浩 平 君
3 番	前 田 清 和 君	8 番	中 井 文 忠 君
5 番	重 信 安 男 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 幹 太 純 一 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	宮 田 龍 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	前 田 逸 人 君
会計管理者 兼会計課長	児 玉 明 美 君	大和診療所事務長	池 田 浩 二 君
住民税務課長	直 島 秀 治 君	大和の園園長	早 川 理 恵 君

開会 午後 1時30分

○議長（藏 正君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和7年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、重信安男議員、7番、勝山浩平議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（藏 正君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月13日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藏 正君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年第1回定例会以降の議会の活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（藏 正君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、行政報告をさせていただきます。

今年度3月5日から、令和7年の第1回定例会が開催をされまして、予算審査を皆さんの方に審議をしていただきました。現在、予算も執行中でございまして、皆さんからいただきました御意見、御提言に対して、しっかり取組を進めていきたいというふうに思っております。

3月の15日でございますが、昨年よりディスカバーということで、JAあまみさんと商談会をさせていただきましたけれども、今年度から村独自でひらとみが中心となって、商談会を進めようということで、15日にホテルオークラさんのレストランの方で、バイヤーをお呼びしましてタンカンの商談会をさせていただきました。大和村の福元産地のすばらしい柑橘ということで、大きな評価をいただいております、今年度からバイヤーも奄美にお呼びをして、産地を見ていただいて、これからの販路拡大に努めていきたいというふうに思っているところではございます。

3月24日でございますが、奄美大島国民保護連絡協議会の組織が設立をされました。これは南西諸島周辺有事に備えるための島外への避難ということで、5市町村でしっかり情報を共有しながら、取組を進めていきたいということで組織が設立をされました。また、協議会で交わされた御意見も、村民にもこれから広く周知を図りながら、大和村としてどういう形で避難ができるかということ、我々もしっかり情報伝達をしていきたいというふうに思っております。

4月に入りまして、4月の1日には新規採用職員の辞令交付ということで、診療所、越後医師を含めて6名の職員も採用させていただきました。現在、Q u r u G u r uの施設を含めて、職員が早く大和村に慣れていただくように、今、上司の指導を仰ぎながら進めているところでもございます。議員の皆様からも、御指導いただければ、大変ありがたいというふうに思います。

4月の14日でございますが、災害時におけるし尿及び汚泥の収集、運搬に係る協定をさせていただきました。鹿児島県環境整備事業協同組合ということで、大島本島内に組合員の方々たちの、これから災害時における協力体制の下で、村内における運搬等について、しっかりこれからも情報を共有しながら、連携を図っていきたいというふうに思っております。

4月の20日でございますが、アマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uの開所式が行われました。議員の皆様にも全員御出席をいただいて、施設を見ていただいたというふうに思います。開所以来、本当の多くの方に御来館いただいて、奄美の生き物について学ぶ施設になっているんじゃないかなというふうに思っております。また、これからはウサギとルリカケスが、今、展示をされておりますけれども、哺乳類ということで、カエルとか、ほかの生き物についても、今、有識者の皆さんと検討もしているところでもございます。多くの方に奄美の生き物をしっかり見ていただき、みんなが保護活動にも取り組んでいただける施設になっていければと思っております。

5月に入りまして、5月の19日でございますが、これまで湯湾岳の麓に中継所が整備をされました。どういう施設なのかということで、私たちも道路の管理者でありますので、今、道路改良の中で中継所がどういう位置づけになるかということで、通信隊の皆さんとの現場案内を兼ねて、意

見交換もさせていただきました。中身は一般の人は見られませんが、私ども大和村から道路を使用して、週に1、2度、点検作業をしているということでございます。今後、村としても名音中継所の位置づけをしっかりと防衛省並びに沖縄通信所に対して、我々も何を要望するのかということを含めてですね、情報交換をさせていただきたいというふうに思っております。

5月の25日でございますが、奄美群島広域事務組合と尼崎市との今年度、フレンドシップ事業が開始ということで、次の日の月曜日には協定式がなされました。実は、今年度から尼崎市の中学生が奄美群島との交流を深めたいということで、今年、奄美に来るようになっております。第1弾として大和村と龍郷町が学生40名ほどを受け入れるようになっておりまして、大和村では自然のすばらしさを、そしてまた、Q u r u G u r u施設なども見ていただきながら、奄美の良さを発信していきたいというふうに思っております。また、尼崎市とは、今年度8月のはじめに奄美群島の物産展を尼崎市にございますボートレース場の敷地を利用しまして、その中で物産展を開催する予定にもなっております。これから、尼崎には奄美の皆さんが大勢こうしていらっしゃいますけれども、なかなか交流が進められなかったわけでございますが、これからは群島、12市町村がしっかりと尼崎市と連携を図るようになっていけるというふうに思っております。

6月に入りまして、2日の月曜日に、ちょっともう時期も早め、早かったんですが、塩田知事の方にスモモを上程させていただきました。いろいろ我々も生産量の少ない中でございますけれども、いろんな形で情報発信をしていきながら、やっぱり大和村の特産品をPRに努めていきたいというふうに思っております。

次の日に、先ほど申し上げたホテルオークラさんとの、今年度初めての、ホテルオークラの顧客にギフトセットをこうして設けていただきまして、数量限定ではございますけれども、皇室献上という肩書の下で、我々もスモモをしっかりとPRに努めていきたいというふうに思っております。以前から、スモモについては、ホテルオークラのレストランでのいい評価をいただいておりますので、加工品についても、今年できたスモモの中で、加工品をギフトとして我々も販売していきたいということを思っているところでございます。

6月の5日でございますが、御案内のとおり、現在、開催中の大阪関西万博におきまして、日本の世界自然遺産の5地域が賛同して、世界に世界自然遺産を発信していこうということで、5地域の皆さんがそれぞれの地域の取組、そしてまた、伝統芸能を発表させていただいて、大きく発信をいたしました。奄美大島、徳之島におきましては、関西奄美会の皆さんの8月踊りなども含めて、いろいろと舞台発表をしていただきました。また、取組については、奄美市の博物館の平城学芸員によりまして、奄美、徳之島の取組を発表をしたところでもございます。これから、自然遺産の効果が表れてくると思いますので、私ども大和村においても、Q u r u G u r uだけでなく、大和村一帯の中で集客できるような形で、我々もしっかり取組をしていきたいというふうに思っております。

先日の8日の日曜日、スモモフェスタが行われました。おかげさまで大盛況の中で終わりました

けれども、本当にスモモの知名度も上がりまして、我々もしっかり生産量を確保していかなければならないというふうに、本当に感じたところでもございました。産業振興課を中心に、農家の皆さんに意欲を持てるような農業ができるような取組を、これからも努めていきたいというふうに思っております。

以上で、私の方からの行政報告とさせていただきます。

○議長（藏 正君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第2号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第5、承認第2号、令和6年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に、提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第8号）は、歳入においては地方交付税や村債の調整、歳出におきましては、財政調整基金積立など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ6,314万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億4,641万7,000円にいたしました。今回の補正は歳入、歳出ともに令和6年度の事業実績等による補正でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。10ページをお開きください。

款1村税から12ページの款8自動車税環境性能割交付金までは、収入見込み及び実績に伴う調整をしております。

12ページをお開きください。款10地方交付税は、特別交付税の交付額の確定に伴い、8,505万4,000円を増額いたしました。地方交付税の総額18億2,986万9,000円の内訳でございますが、普通交付税の総額が16億6,481万5,000円。特別交付税が1億6,505万4,000円となっております。前年度に対しまして、1,000、失礼しました、普通交付税が1,342万6,000円の増。特別交付税は1,336万

4,000円の減となりました。令和6年度当初予算と比較いたしますと、1億9,512万5,000円の増となっております。

13ページをお開きください。款13使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料、節1住宅使用料は、年度当初からの転入、転出における移動実績により、217万9,000円を計上いたしました。その他の手数料等は収入見込み及び実績に伴い調整をしております。

16ページをお開きください。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節3奄美群島成長戦略交付金は、ネット塾運営における実績に伴い、103万7,000円を減額計上いたしました。

19ページをお開きください。款17寄附金、項1寄附金、目2まほろば大和応援寄附金、19万5,000円の減額と、同じく目3企業版ふるさと納税、30万円の増額は、ともに寄附実績によるものでございます。令和6年度におけるまほろば大和応援寄附金の実績といたしまして、653件、寄附金額が合計1,380万5,000円となりました。

同じく19ページでございます。款18繰入金、項1基金繰入金、目2振興基金繰入金は、奨学金貸付分と奨学金返済支援分の差し引き合計で350万円を減額計上いたしました。同じく目4ふるさと応援基金繰入金は、定住促進住宅建設分の歳出実績の減額により、100万円を減額計上いたしました。

22ページをお開きください。款21村債におきましては、各起債を調整し、合計で1,162万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。24ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金において、財政調整基金を2億3,612万8,000円増額し、積み立てました。なお、令和6年度末の財政調整基金は、前年度より約2億円減の5億5,665万7,000円になる見込みでございます。

25ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目8交通安全対策費は、県道側における防犯街灯修繕の執行残と合わせ、交通安全母の会休会に伴う実績で、実績の合計で、34万5,000円を減額計上いたしました。

同じく、25ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目13ふるさと納税費、26ページに続きますが、節24積立金は、歳入でありましたまほろば応援基金と、応援寄附金と企業版ふるさと納税の差額、10万5,000円を計上いたしました。平成20年度からの制度創設からの実績といたしまして、件数で4,854件、金額で1億4,415万5,000円となっております。

同じく26ページ、目16アマミノクロウサギシンポジウム事業費から44ページまでの款10災害復旧費までにつきましても、各事業の実績による増減や各特別会計の実績及び繰入金並びに財源内訳における変更等の調整を行いました。

44ページをお開きください。款11公債費、項1公債費、目2利子は、定期償還分の利子の実績といたしまして、4万円を減額計上いたしました。

同じく4ページ、44ページにあります、款13予備費において、247万4,000円を減額して、歳入歳

出の調整を行いました。

なお、一般会計の令和6年度から令和7年度への繰越明許費の財源内訳が確定いたしましたので、49ページにございます報告第1号として、令和6年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して報告するほか、50ページにあります、報告第2号、令和6年度大和村事故繰越計算書を添付して報告いたします。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（勝山浩平君）

18ページをお願いします。県補助金のがん患者ウィッグ購入費補助金の事業につきまして、ウィッグ、かつらの購入費の助成、5,000円の減となっておりますが、県の補助事業ですけれども、本村は上限が2万円となっておりますよね。この事業の説明を求めます。

○保健福祉課長（前田逸人君）

このがん患者ウィッグ購入費助成事業なんですけれども、これはもうこのとおり、がんに、何て言いますか、かかった方についての、結局はいろいろな脱毛というのがありまして、そういった方に一応かつらを結局は準備するという。それに対して、補助になるという事業になっております。その補助分についてはですね、その費用に対してちょっと補助率というか、その5,000円の分については、今、こっちの方に持ってきておりませんので、後ほど報告したいと思います。

○7番（勝山浩平君）

鹿児島県の補助金で、県はですね、県の事業名はがん患者アピアランスケア支援事業、アピアランス、外見、見た目のケアですね。県は、かつらに、ウィッグに加えて、胸、乳房の補正具、・・・対象にしております。なんといっても乳がん、早期発見が一番ですが、罹患する方々が増えていきますよね。2020年、女性の9人に1人が乳がん。50年前は、50人に1人だったんですよね。それが、今、増えております。この県の事業を活用しておりますから、県と同じ内容で、県、胸の乳房の、胸部の補正具。そしてまた、最近、エピテーゼといって、体にくっつける乳房の補正具もあるんですよね。そういったのも研究をしていて、本村、そういった患者、出ないことが一番ですけれども、予防が一番ですが、万が一に備えて、助成の内容の拡充を図るべきではありませんか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

県の方では、乳がんについての器具はその、何て言うんですか、補正については補助があるようですが、今、大和村としましては、今、まだがんウィッグの方は助成の、補助金の助成の対象にしておりますけれども、乳がんについての、その、何て言うんですか、補正具については、今現在、検討中であります。ちょっと経緯を聞いたところ、がん患者については、早くそういった助成金が

あったんですけれども、乳がんについてはそのあとに、そういった助成制度というのがなんか導入されたようですので、そこはまた、村としてもですね、今後、乳がんについてのその補正具については、補助ができるような形で、県が、今、導入されておりますので、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

お願いします。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第3号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第6、承認第3号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度、大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入において、普

通交付金、繰入金等の減額。歳出におきまして、保険給付費等の減額などを行い、地方自治法第179号第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

それでは、令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ851万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,048万1,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税額の収納実績の見込み、収納実績見込みに伴い、166万6,000円を減額いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、保険給付費実績に伴い、医療費等に係る普通交付金を、及び、保険事業費に係る特別交付金額の確定により、687万4,000円を減額いたしました。

7ページをお開きください。款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、各事業費確定等に係る繰入金として11万3,000円を減額いたしました。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、歳入額調整に、歳入額、歳入額、すいません、歳入額調整を行い、100万円減額いたしました。

次に、9ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員給与調整及びオンライン開催による普通旅費等の減額として、合計で126万6,000円を減額いたしました。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及び目2一般被保険者療養費につきましては、いずれも給付費実績見込みによるもので、合計で427万1,000円を減額いたしました。

それでは、最後に11ページを、すいません、11ページをお開きください。款4保険事業費、項1保険事業費につきましては、人間ドック、人間ドック助成及び特定健康診査実施等に係る委託料費、委託料等の利用実績に伴い、合計で97万7,000円を減額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付金、還付加算金、目1償還金及び返還金につきましては、前年度事業実績に伴う返還金としまして、11万9,000円を増額いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金につきましては、診療所会計の収支実績により、192万3,000円を減額いたしました。

款8予備費におきましては、1万5,000円を増額し、歳入歳出調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第4号 令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分の
承認について

○議長（藏 正君）

日程第7、承認第4号、令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入において、診療収入の減額など、及び、繰入金の調整。歳出におきましては、人件費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御

説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ355万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,052万6,000円にいたしました。

歳入の主なものを御説明いたします。6ページをお開きください。

款1診療収入、項1外来収入、189万4,000円の減額は、診療報酬収入の実績見込みにより計上いたしました。

同じく款1診療収入、項2その他診療収入、19万2,000円の増額。款2使用料及び手数料、項1手数料、4万6,000円の増額も、ともに実績見込みに伴うものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、96万2,000円の増額、7ページの款3繰入金、項2他会計繰入金192万3,000円の減額は、歳出の減額に伴い調整を行ったものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。8ページをお開きください。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、333万6,000円の減額は、人件費の実績見込みによるものでございます。

款2医業費、項1医業費、目1医業費の21万5,000円の減額は、医薬品等の購入の実績に、実績見込みに伴うものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第 8 承認第 5 号 令和 6 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第 8、承認第 5 号、令和 6 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 6 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和 6 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳入歳出ともに介護給付費や地域支援事業費等の減額を行い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和 6 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 849 万 4,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 5,009 万 6,000 円といたしました。

6 ページの歳入から、主なものを御説明申し上げます。款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号、失礼しました、第 1 号被保険者保険料につきましては、介護保険料の収納実績見込みに伴い、13 万 8,000 円を減額いたしました。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は、7 ページをお開きいただきまして、款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 2 地域支援事業支援交付金までにつきましては、介護サービス等に係る利用実績見込みに伴い、国・県支払い基金からの法定割合に応じて、それぞれ増減の調整を行ったものでございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金から目 3 地域支援事業繰入金につきましては、介護サービス等の、に係る利用実績見込みに基づき減額し、目 4 その他一般会計繰入金として、職員共済費等の減額と合わせまして、合計で 1,950 万 1,000 円を減額いたしました。

8 ページをお開きください。款 7 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金につきましては、実績見込み等の調整を図り、805 万 6,000 円を増額いたしました。

次に、9 ページから歳出な、歳出の主なものを御説明申し上げます。款 1 総務費、項 2 介護認定審査会費、目 2 認定審査事務負担金につきましては、介護保険一部事務組合の認定審査件数の減少

により、20万円を減額いたしました。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から10ページの目9居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護サービスの利用実績に伴い、それぞれ補正を行い、合計で414万円を減額いたしました。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費から11ページの款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費につきましては、居宅介護サービス及び施設介護サービス等に伴う利用実績に伴い、それぞれ補正を行い、合計で159万円を減額いたしました。

次に、12ページ及び13ページをお開きください。款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業につきましては、要支援者への訪問介護等に伴う利用実績及び一般高齢者等に対する各種介護予防事業等の実績に基づき、143万2,000円を減額いたしました。

14ページをお開きください。款8予備費におきましては、11万6,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第5号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第6号 令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第9、承認第6号、令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます

令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入において、サービス収入の減額や一般会計繰入金の増額など、歳出におきましては、総務費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（早川理恵君）

令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ929万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,012万円としました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入につきましては、長期利用者数の減少及び要介護度の軽度化や入院等に伴うもので、1,200万円を減額いたしました。

同じく、目2 居宅介護サービス費収入につきましては、短期利用者日数の増加によるもので、200万円を増額いたしました。

款1 サービス収入、項3 特定入所者介護サービス費等収入、目1 特定入所者介護サービス費収入につきましては、長期利用に係る介護サービス費減額に伴い、居住費及び食費に係る費用分として300万円を減額いたしました。

7ページをお開ください。款5 繰入金、項1 繰入金、目2 一般会計繰入金につきましては、歳入不足を補う調整分といたしまして、236万9,000円を増額いたしました。

次に、8ページの歳出の主なものについて説明申し上げます。款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節3 職員手当等及び節4 共済費につきましては、人件費に係る実績に伴うもので、合計で750万3,000円を減額いたしました。

同じく、目、同じく、失礼いたしました、節12委託料につきましては、別目からの支出に組み替えたため、18万円を減額いたしました。

同じく、目13公用車リース料につきましては、流通状況により、納入手続きが遅れたため、16万円を減額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

ただいま、大和の園園長から説明いただきましたけれども、6ページの歳入ですが、施設介護サービスということで、1,200万円の減額。短期、委託介護サービスということで、短期入所者のプラス200万円。差し引けば、マイナス1,000万円の収入が入らないという現状です。確かにその、大和の園の入居者が50床あるうちの、今、30何床ということも、ずっとこれは、もうここ2・3年、ずっと言われていることで、なかなか、それがなかなか改善できないのが現状かなというふうに思っております。今回も結局、その収入が入らない分、入らない分、一般会計からの繰入金で200万余りの、しないと、運営ができないという、大変厳しい状況に、今、大和の園はあるのかなというのが現状です。これを見て、この令和7年度、4月から始まりましたが、今後の取組として、園長の今の考えを、もし、あれば、今後、どういう改善をしていければ、この収入増につながるのか。もし、頭にあるのであれば、少し御説明をいただきたいなというふうに思います。

○大和の園園長（早川理恵君）

大和の園、この運営状況におきましては、今、議員がおっしゃいましたように、大変厳しい状況にあるというのが実情でございます。人口減少におきまして、これが予測される中、人口減少の予測とともに、この運営についても影響があるということは、もう以前から予測がされているところでございますので、そういった意味で、全体的な計画として、これまで集落長屋構想を含めた総合福祉計画という中で、大和の園だけの課題では解決できないという実情がございましたので、まず、全体構想として検討を進めているところがあります。これにつきましては、現在、土地の問題等ございますので、なかなか計画が遅れておりますけれども、併せもって進める必要があると考えております。また、大和の園単独での改善方法ということでございますけれども、現在、待機者というのが非常に減っておりまして、村内の待機者というのが、ほぼ1人とか2人とか、そういった状況で、多くは村外の待機者ということになっております。ですので、村外の待機者の獲得が主になるかと思っておりますけれども、あと、単価を上げるということだけを考えますと、要介護度の高い方を優先して入っていただくということでございます。また、加算をできるだけ取っていくというような方法。こういった、三つの方法があるかと思っておりますけれども、もちろん、直営の施設ということでございますので、民間のように介護度の高い方だけを優先してきていただくというような施策ではございませんで、やはり困っておられる方に、できるだけ利用していただけるようにということで、その辺りの要介護にとっても、やむを得ない事情によりという形で、特例という形で利用いただいている経緯もございますので、どうしてもなかなか利益だけにつながらないという現状はございます。それは、今、申し上げたようなこと含めて、改善に引き続き取り組みたいと

いうふうに考えております。

○3番（前田清和君）

大変厳しい状況だと思いますけれども、どうぞ令和7年度、頑張ってくださいと思います。

それと、今度、歳出なんですけれども、8ページの一般管理費が870万ほど、令和6年度、減額になりましたが、入居者が、今、30数床ということなんですけれども、職員の数自体を、これは減らして、この870万余りのその人件費とかが、こうって、理解してもよろしいんですか。職員は、そのまま数は変わらない現状のまま、正職、会計年度職員も雇っているということですか。

○大和の園園長（早川理恵君）

全体の総数としては変わっておりませんが、この中の特に大きなこの会計年度任用職員期末手当等が大きな額になっておりますけれども、これにつきましては、病休のために、しばらくちょっと勤務ができなかったという方がおられましたので、登録はしていただいておりますけれども、そういったことで減額というふうになっております。総数については、変わっていないということです。

○3番（前田清和君）

入居者は減ってきているが、職員自体、会計年度職員自体は同じ人数でいっているということですよ。園長。そう考えたら、今後、収入が入ってこないが、人件費はまたかさむというふうに捉えるんですが、この対策として、やはりその、やはり維持管理って本当大変だと思うんです。やっぱり、収入が入ってこないと、こっちからも出さないというのは、どの会社でももちろんそうなんですけれども、やはりその、そうなれば、もう一般会計からの繰入金で補って、補って、補っていくしか、それは仕方ないと思うんですよ。ですので、先ほども言いましたが、園長もこの令和7年度はしっかり取り組んでいきたいという声、いただきましたが、これは本当に、早急にと言いますか、集落長屋構想が進めば、こういう問題も解決には進んでいくんですけども、まだその見通しも立っておりませんので、やはり大和の園が存続する以上は、少しでもそのプラスマイナス0じゃないですけども、収入と支出がとんとんなるよう。そして、できれば、一番いいのは、一般会計からの繰入金はなしで、やはり単独で運営できるというのが理想だと思うんですよ。ですので、大変だとは思いますが、しっかりと令和7年度、取り組んでいただきたいというふうに、最後、お願いしたいと思います。

○大和の園園長（早川理恵君）

今年度、令和7年度におきましても、引き続きですね、入居者と職員数のバランス等も考えながら、現在、全体的な業務改善等を昨年度以上に進めているところでございます。そのため、人員がこのままでいいのか、多すぎるのか、あるいは、どこの専門職が足りないのか、こういったことも含めて、今、職員と一緒に業務改善を図っている最中でございますので、是非、これがまた結果につながっていくように、努めてまいりたいと思います。

○3番（前田清和君）

終わります。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第6号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第7号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第10、承認第7号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において、一般会計繰入金等の減額。歳出において、一般管理費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ216万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,539万円といたしました。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料及び目2 普通徴収保険料につきましては、後期高齢者医療保険料収納実績見込みに伴い、95万6,000円を減額いたしました。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金につきましては、事務費等としまして、97万2,000円を減額いたしました。

款5 諸収入、款3 雑入、目1 雑入につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実績に伴う補助金として20万3,000円を減額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、職員共済等の調整に伴い、80万6,000円を減額いたしました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料の徴収実績に伴い、98万2,000円を減額いたしました。

款3 保険事業費、項1 健康保持増進事業費、目1 健康診査費及び目2 保険事業費につきましては、健康診査及び人間ドック等の保険事業の利用者実績に伴い、合計で37万8,000円を減額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第7号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第11、承認第8号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の地方税等の一部改正に伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正しようとする、主な内容につきましては、まず、第1点目に、大学青年団の子などに係る新たな控除として、特定親族特別控除が創設され、控除対象の子供など、所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子供の所得の総額に応じて、控除額を低減させるものでございます。

次に、2点目に、50cc原付バイクについては、排ガス規制クリアが困難であることなどにより、125cc以下のバイクで高出力4.0kw、50cc相当以下に制御したバイク、新基準原付について、軽自動車税種別割の税率を年2,000円、50cc原付バイクと同額とするものでございます。

次に、3点目に、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、加熱式たばこの課税方式の見直しを行い、現在、重量と価格によって、紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは、1本をもって、紙巻きたばこ1本分に換算して課税するものでございます。

以上、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第8号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12、承認第9号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第12、承認第9号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正しようとする内容につきましては、まず、第1点目に、基礎課税額に関わる限度額を現行の65万円から66万円に。後期高齢者支援金分等課税額に関わる限度額を現行の24万円から26万円に引き上げようとするものでございます。

次に、第2点目に、5割低減基準額の現行の29万5,000円から30万5,000円に。2割低減基準額を現行の54万5,000円を56万円に引き上げようとするものでございます。

以上、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

従って、承認第9号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第28号 令和7年度大和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（蔵 正君）

日程第13、議案第28号、令和7年度大和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村一般会計補正予算（第1号）については、地域振興推進事業や人事異動等に伴

う人件費の調整など、歳入歳出それぞれ1億6,893万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和7年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,893万円増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億2,772万4,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動や3月に上程、可決いただきました人事院勧告等による人件費関係の調整や、地域振興事業など、各事業の内示等によるものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。9ページをお開きください。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料はアマミノクロウサギ施設運営事業収入に同節の収入を統一化するため、施設入館料の減額と事業収入の増額の差額で112万円を計上いたしました。

同じく、9ページでございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、防災情報発信システムを構築し、SNSを利用した避難所情報や災害状況を受信できる事業導入の内示決定により、新しい地方経済生活環境創生交付金、デジタル実装型といたしまして、144万3,000円を計上いたしました。

同じく、9ページでございます。款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、大和村誘導看板設置事業における地域振興推進事業補助金といたしまして、450万円を計上いたしました。

10ページをお開きください。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、支出に伴う財源不足を補うため、1億3,700万円を計上いたしました。

同じく、10ページでございます。款20諸収入、項3雑入、目2雑入はスモモ選果販売委託分と加工品等販売委託分の合同会社ひらとみからの雑入といたしまして、1,500万円のほか、津名久集落からの要望に伴う一般コミュニティ助成事業、同事業負担金と合わせ、アマミノクロウサギ施設販売収入及び同施設販売手数料を同施設運営事業収入へ統一化するための増減分との差し引き合計で、1,640万3,000円を計上いたしました。

同じく、10ページでございます。款21村債は、集落土俵整備及び塵芥車庫整備事業分といたしまして、各300万円ずつ計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。なお、各項目にあります、節2給与、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事異動及び会計年度任用職員を含む人事院勧告における人件費の補正でございますので、説明は省略させていただきます。

11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費は鹿児島大学が主催する奄美環境文化教育プログラムへの職員2名の研修派遣費用と合わせ、診療所医師の

産業医資格取得のための旅費合計で、47万8,000円を計上いたしました。

12ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節12委託料は、スモモ選果及び加工品の販売等を合同会社ひらとみへ業務委託する費用と合わせ、公共施設の空調設備保全業務保守費用の合計といたしまして、1,510万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金補助及び交付金は、津名久集落空調設備要望に伴う一般コミュニティ助成事業及び奄美環境文化プログラム負担金を総務費へ移行した減額の差し引き合計で289万3,000円を計上いたしました。

15ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料は、湯湾釜地区土俵櫓設計委託分といたしまして、300万円を計上いたしました。

18ページをお開きください。款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費は塵芥車庫を既存の場所から変更するため、整理、設計委託分と合わせ、プレハブ設置工事費用などの合計で970万円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目6湯湾釜選果場運営費、節12委託料は、湯湾釜選果場沖堤防整備工事設計委託分、委託費用といたしまして、500万円を計上いたしました。

20ページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目2観光費は、観光看板設置工事請負費として1,000万円を計上いたしました。

21ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目5防災行政費は、防災情報発信システムを構築し、SNSを利用した避難所情報や災害状況を受信できるための防災及び地域情報一斉発信サービス事業事務委託と合わせ、国直地区から要望のありました、地上式防火水槽の解体撤去における重機借上料の合計で、410万9,000円を計上いたしました。

22ページをお開きください。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節17備品購入費は、村内各学校へ配布するタブレット端末110台分の費用といたしまして、605万円を計上いたしました。

24ページをお開きください。款13予備費におきまして、43万6,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明は終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（勝山浩平君）

1点だけ、伺いますね。総務課長の方からも説明はいただきましたが、22ページの学校のタブレット購入、605万円ですね。県の補助金3分の2活用して、5年経過したので更新を伺うと、更新をすると聞いておりますが、これまで使用してきたタブレットの数。文科省の方では、これまで使

用してきたタブレットの積極的な再利用を呼び掛けておりますけれども、再利用、活用する計画があるのかどうか、伺います。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

現在、使われているタブレットに関しましては、教師用として残していく予定にしております。

○7番（勝山浩平君）

これまで、今回110台、更新ですけれども、恐らく5年前も同じぐらいの台数を、購入をしたんじゃないかと思われるんですけれども、学校の先生の活用というのもいいと思いますけれども、地域によっては、自治体によっては、卒業生などに譲渡をしている自治体もあるんですよね。というのは、高校に入学をすると、また高校でもタブレットを使うようになっていて、高校では自分で購入しないといけないんですよね。今回、再利用で先生に使ってもらう予定ですが、もし台数が余るんでしたら、本村の中学校の卒業生、3年生を対象に、希望者がいたら譲渡するような取組も行っているのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

村として、備品として購入している状況ですので、そういったのも考慮して、また、そうやって高校でも使えるようなものなのかも、こちらの方で判断をしていきたいと思っております。

○7番（勝山浩平君）

卒業生へ譲渡しているということに、事例に関しては、取り組んでいる自治体がありますので、もし必要性があるのなら、是非、調査をしていただいて、本村でも取り組んでもらえたら。高校入学も経済的な負担が大きいですから、保護者の負担、少しでも、経済負担軽減につながると思いますので、調査をしてもらって、検討してもらいたいと思いますが、このタブレットですね。学校での使用頻度、授業での活用状況は、これまでどのようになっていますか。また、その活用の頻度を増やすための取組は、どのようなことを行っておりますか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

現在、タブレットにつきましては、小学校、中学校とも授業で活用している状況です。もちろん、購入したときには、持ち帰ってということも考えて購入はしていただんですけども、各家庭、Wi-Fiの整備であったり、それが・・・、今、欠いている状況ですので、今のところ、授業で使っていく。学校訪問の方、行ったんですけども、小学校低学年から中学生まで、皆さん、机の上において、フル活用されている状況を見ておりますので、今後は、それが先生も、児童・生徒もですね、慣れていけば、家庭に持ち帰って、宿題なりとかというの、使用していく頻度が増えていくのかなと思っております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

2023年度の全国調査がありまして、授業でほぼ毎日使っていますよという割合が、全国ですけれども、28.4%あります。この格差が大きいんですけれども、推進して取り組んでもらいたいと思います。

あともう1点、局長からありました、家に持ち帰っての家庭内学習。これは以前、本村はそういった環境があるのを想定をして、貸し出し用のW i - F i も購入をしていると思いますので、そういったものも活用してですね、家庭内学習・・・も推進をしていただけたらと思います。答弁はよろしいです。ありがとうございました。

○議長（蔵 正君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

1点だけ、お伺いします。20ページの款6商工費、総務課長から先ほど観光費で看板設置で1,000万という説明ありましたがけれども、具体的な、どういう看板を作られるのか。また、どういうところに設置するのか。具体的な御説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

令和7年度の観光看板設置についてでございますが、まず総合観光案内板として、村内全域の観光地、観光箇所、そういった場所をお示しさせていただく大型の総合案内看板を、村内の出入りにあります、あたります、国直、今里集落、1カ所ずつ、設置をする予定でございます。そのほか、観光誘導看板といたしまして、令和6年度には津名久集落と志戸勘集落の県道沿いに設置をしております、それと同タイプの観光誘導看板の方を、大金久集落の見晴らし公園付近。そして、戸円の磯平パーク付近ということで、合計2カ所、設置を計画しているところでございます。

○3番（前田清和君）

企画課長、ありがとうございます。村内の入口と国直、今里、そしてまた、大金久、いいですけども、僕、1点だけちょっとその注文なんですけれども、せっかくの4月の20日にQ u r u G u r uがオープンして、大変観光客も入って来られていると思うんですよ。ただ、そのQ u r u G u r uの看板というのは、その県道沿いにこうお示しがこう入った、そのQ u r u G u r uミュージアムとかいうのはあるんですけれども、村独自の、例えばその橋にですよ、今、その横幕でQ u r u G u r uミュージアムとあるじゃないですか。せっかくね、やっぱり、横幕ももちろんいいんですけども、この橋辺りに、やっぱりその、せっかく村が運営している、このQ u r u G u r uの立派な施設なのに、ちょっとその、ここに、Q u r u G u r uミュージアムに入る入り口に看板がちょっとほしいなと思うんですよ。大きい、ここに、Q u r u G u r uミュージアムの看板一つあれば、観光客も入りやすいだろうし、大和川、大和の学校側から入ればいいの、この橋をわたればいいのかという部分もあると思って、今回、この看板設置についてね、これはもしかしたらその、この橋辺りにでも、Q u r u G u r uの看板を設置されるのかなと思って、ちょっと聞いたんですけれども、今後、もちろんその村内、入り口等に看板、大きいのも大事だと思うんですが、やっぱりこのQ u r u G u r uの運営、これから、4月20日にオープンして、約2か月弱ですけども、これからのことを考えたときに、やっぱりその、村の独自の運営でやっていくわけですから、しっかりと集客力を上げるためにも、一つ、大きな看板を、また、予算でも組んでいただいでです

よ、補正でもいいです、是非、検討していただきたいなというふうに思います。課長、いかがです。検討してください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり観光客の方々が車で乗って来られたときに、当初、Q u r u G u r uがどこにあるのか分かりづらいということがございましたので、急遽、橋の欄干の方に横断幕と言いますか、それを設置させていただいて、Q u r u G u r uはこちらですよという御案内をさせていただいたところがございます。しかしながら、あの横断歩道については、あくまで我々も暫定的な処置だというふうに考えております。ですので、より観光客の方々に分かりやすい誘導、案内のあり方というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足して申し上げますけれども、今、その防災センターに行く橋梁のところに、今、仮設の横断幕がありますが、その県道側にロマン街道の県の看板がございます。そこには、奄美野生生物保護センターの矢印の入った看板ですけれども、あれを近いうちに追加させまして、ロマン街道を、もうあの看板は利用して、アマミノクロウサギミュージアムを大々的にあそこに張ってもらうように、昨日、大島支庁と打ち合わせをしましたので、近いうちにあの看板はできます。津名久とか、ほかのところにも、やっぱり表示は必要ではないかというふうに考えていますので、担当課の方で、随時、検討していきたいというふうに思います。

○3番（前田清和君）

是非、よろしくお願いします。終わります。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（重信安男君）

17ページの出産、子育てについて。今回は、職員の手当等ばかりなんですけれども、前回、ちょっと3月の定例会のときに、私が地元の女性だけではなく、島出身の方が内地にいて、出産で帰ってくる、里帰りするというケースが結構多いんですよね。第1子だったら別に必要ないんですけれども、第2子、第3子とかなっていった場合ですよ、保育所に一時預かりができないかということをやっとお尋ねしたんですけれども、その件は実際どうなっていますか。4月にね、確認したところ、まだ県の許可が取れていないということで、まだ無理みたいなことを言っていたんですけれども、どうなんですかね。

○保健福祉課長（前田逸人君）

その件につきましては、私、まだ、ちょっとまた保健福祉課の方でなって間もないですが、ちょっとお話を伺いました。それですね、県の許可、下りていないということ、私も引き継ぎで伺っていて、あまり深くはないんですけれども、なんか30人、そこはちょっと、もう1回、保育所には、今、30人まで入れるみたいなんですけれども、25人はいらっしゃるんですけれども、その3

人、あと4・5人とかは入れる可能性は出てくるんじゃないかということで、まだ、そこははっきりという、どうできるというのは、まだ回答が出ていないんですよね。今後、また、そういったことがあるのであれば、また、状況を見ながら判断していきたいと思っております。以上です。

○5番（重信安男君）

やはり、地元出身の方が出産で帰って来られるわけですから、そういう一時預かりができますよという体制がとっておいた方が、安心して帰って来て、出産もできるし、子育てもできると思いますよ。こう、言い方で、出産、子育て応援事業とかなるというの、本当になっているのかなという考えなんですよ。だから、その点をもうちょっと深く考えてですね、県に早めに言ってですよ。ならないと、大和村に帰って来ても名瀬に預けているんですね。朝早く預けて、夕方、迎えに行つてと。だから、また矛盾していますんで、大和村でもできるのであれば、早急にやったら、もうやはり地元に戻って来て出産したいというのが、いろいろと思いますし、万が一、帰って来て出産したら、もう、大和村にまた住もうということも考えられますので、そういうの、早急に進めていただきたいと思いますので、検討、よろしくお願いします。また、はっきり分かれば、また連絡ください。お願いします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

里帰り出産、ものすごく、やっぱり都会に出ている子供たちのためにも、そうやって、親御さんのためにも、里帰り出産というのはすごく、すごく、親御さんのところへ来て出産するというのはすごく重要なことだと思っておりますので、そこはちょっと、いろいろ状況を見ながらですね、先ほども答弁させていただいたんですけれども、今後、どういった展開になるか。もし上手くいけば、そういったことがあれば、随時、報告したいと思います。以上です。

○5番（重信安男君）

いいです。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第29号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第14、議案第29号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、特別調整交付金等の増額により、歳入歳出それぞれ556万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ556万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,877万8,000円にしようとするものでございます。

6ページの歳入を御説明を申し上げます。款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、ヘルスアップ事業及び大和診療所に係る特別調整交付金としまして、390万6,000円を増額いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、人事異動及び会計年度任用職員を含む職員給与等の改定に伴う人件費分として166万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明を申し上げます。款1事務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動及び職員給与の改定に伴う職員給与等の合計で156万5,000円を増額いたしました。

款4保険事業費、項1保険事業費、目4医療費適正化特別対策事業は、会計年度任用職員の報酬額改定に伴い、18万9,000円を増額いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、大和診療所への繰出金としまして、

381万2,000円を増額いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、議案第、ごめんなさい、これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第30号 令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第15、議案第30号、令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、繰入金及び人件費、修繕料の増額など、歳入歳出それぞれ701万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ701万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,913万2,000円にしようとするもの、するものでございます。

6ページの歳入から御説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、320万円、及び、款3繰入金、項2他会計繰入金、目1国保会計繰入金、381万2,000円の増額については、歳出の増額に伴い、調整を行い、計上いたしました。

次に、7ページの歳出について、御説明いたします。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の701万1,000円の増額については、人事異動及び診療所医師住宅別宅の改修等に伴うものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第31号 令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第16、議案第31号、令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 7 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 7 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入におきまして、一般会計繰入金
の増額、歳出におきまして、職員に係る人件費の増額により、歳入歳出それぞれ102万8,000円の増
額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたしま
す。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和 7 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、内容の御説明を申し上げま
す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ102万8,000円増額いたしまして、歳入
歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億4,782万8,000円にしようとするものでございます。

6 ページの歳入の御説明を申し上げます。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会
計繰入金は、会計年度任用職員を含む職員給与等の改定に伴う人件費としまして、102万8,000円を
増額いたしました。

次に、7 ページの歳出を御説明申し上げます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費
は、会計年度任用職員、会計年度任用職員報酬の改定及び職員給与等の改定に伴い、職員給与等を
合計で102万8,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17、議案第32号、令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第17、議案第32号、令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）は、歳入において、一般会計繰入金の増額、村債の増額など、歳出におきまして、総務費の増額などにより、歳入歳出それぞれ3,300万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（早川理恵君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,300万円増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億4,782万4,000円にしようとするものでございます。

7ページの歳入を御説明申し上げます。款5繰入金、項1繰入金、目2一般会計繰入金は、人事勧告に伴う会計年度任用職員基本報酬等の増加分として、1,300万円を増額いたしました。

款6村債、項1村債、目1村債は、大和の園施設整備事業費といたしまして、2,000万円を増額いたしました。

次に、8ページの歳出を御説明申し上げます。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費につきましては、発電機及びトイレウォシュレット化修繕に係る費用といたしまして、550万円を増額いたしました。

同じく、節12委託料につきましては、津波災害用浮遊型避難シェルター設置に係る業務委託費用といたしまして、1,000万円を増額いたしました。

同じく、節13使用料及び賃借料につきましては、入浴介助機器及び電動ベッドの機器リース料といたしまして、185万4,000円を増額いたしました。

同じく、節17備品購入費につきましては、空調機購入及び見守りセンサーや職員間の無線通信等に係る機器購入のため、264万6,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（勝山浩平君）

午前中、全員協議会の中でも説明を受けましたが、議会の総意としては必要だよねという意見でしたが、進め方、ちょっと丁寧さ、欠けているのではないかなという意見も出ておりましたので質疑をさせていただきますが、津波対策で、浮揚式シェルター機器、避難用シェルターを1台購入。最大30名ほど避難することができるということでしたが、これは、南海トラフなどの地震に備えて、国や県などから何らかの助言があつての、今回の予定になりますか。

○総務課長（政村勇二君）

防災担当として、総務課からも御回答させていただきたいと思います。まずは、このシェルター導入に当たりましては、防災担当と特老とのサイドとも話、進めさせていただいたんですけども、令和2年度だったと思います。フンガトンガの地震があったときに、突発性Jアラートが鳴った際に、大和の園の避難が1時間余りかかったと。結果、情報がございまして、それからいろいろ、行政報告会において、全集落の方々の、やっぱり大和の園の避難は大変重要だということで、いろいろと御提示をいただいたところでございます。やはり、その中で、去年、津波・地震情報というのが、南海トラフ関係で発せられた際にですね、県としては、南海トラフが発生した際に、ここ奄美大島の大和村では、約60分後に第1波が来ると。最長90分後には、最大の波で、県が発表したのは、約4.6mの津波が来るという公表がなされているところでございます。その時間的なことを考えますと、やはりどうしても、昼間、平日、大和の園において、従業員の方が結構いらっしゃる際には、車両等を使って公民館の横の高齢者避難所に避難することも可能だと思いますけれども、やはり前回のそのフンガトンガの・・・のときには、1時間以上かかったということで、どうしても避難が困難な方には、そういったシェルターの中で避難していただくと。もちろん、そこにはソフト面における訓練等も必要だというふうに思っています。そういったところが、避難のあり方を検討するための一つの材料として、こちら、防災担当と特老サイドと話をさせていただいたところで、今回の補正計上となったところでございます。

○7番（勝山浩平君）

津波が60分で襲ってくるというのがありましたけれども、議員の研修会で専門家から話を聞く機会がありまして、その専門家がいうには、国が想定している波の高さ、本村津名久地区で5mですかね、一番高いのが。それ以上の波が間違いなく襲ってきます。国は専門家がちゃんと調査をなさいと意見をつけても、調査をしてくれないみたい。もっと高い波がもっと短い時間でくることを想定しなきゃいけないと思っておりますけれども、これからは訓練も考えていくとありましたが、大和の園の長期入所、満床だったら50名ですよ。それに伴って、職員が多いときでは15名か20名

かいると思いますが、65名だと想定をして、本当に1基で足りるのか。そのような防災避難計画はどのように考えていますか。

○総務課長（政村勇二君）

この避難計画におきましては、大和の園のみならずですね、やはり村全体で考えていかなければいけないというふうに思っております。前回のそういった1時間以上かかった避難の、があった実情と、これ、我々が対応できるものとしては、やはり戸円集落から今里集落の職員を、まずは応援に行っていただくとかっていう想定もできますけれども、この防災計画、避難計画におきましては、令和5年度、6年度頭ですかね、5年度末に村内における要配慮者は個別避難計画も何世帯か作成させていただいたところでもございますので、防災担当のみならず、民生委員、各集落の自主防災組織、そういったところでも、我々事務嘱託委員会を通じて、情報交換をしながらですね、全体的なやはり避難計画と避難訓練の実施にあたって、村民の防災意識の向上も含めた上での取組を進めていければというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

防災の関係で、議会でもちょっと意見が出たんですよね。進め方が雑というのがありまして、本村の防災会議がありますよね。そこで諮ったのかどうか。また、協力を求める関係機関、海上保安庁、自衛隊、本村の消防分駐所、消防団、そういった方々の意見が、今回の救急救命、避難シェルター導入に当たって、意見を取っているのか。何らかの協議をしたのか。一番は防災会議で諮ったのかということですよ。どうなっておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

大和村の防災会議におきましては、令和6年度までは、新しく女性の方も任用し、任命しましたけれども、6年度までは、実際、書面での防災計画を作ったあとでは書面での会議をしております。まだ、令和7年度の実施されていない状況でございまして、まだ、その防災会議におけるシェルター等の話し合いは行われていない状況でございます。

○7番（勝山浩平君）

ですから、出た意見はですね、防災会議でしっかり専門家がいます中で諮って、シェルター導入は賛成なんです。でも、どういった、シェルターもいろんな種類がありまして、どういった設備を付けるとか、その専門家の意見を聞きながら計画を立ててですね、導入をしていったらいいんじゃないかという意見がありました。ですから、これからそういった専門家、協力を求める機関との打ち合わせ等をしっかりをして、導入をしてもらいたいという意見とですね、そういった、導入する機材がはっきり決まったら、契約をする前に、議会にもう1回、説明をしてもらいたいという意見がありました。いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

改めてですね、やはり防災会議の際には、そういった会議のメンバーの皆さんとも協議を進めさせていただいた上で、また、大和の園に情報を下ろし、その前に、また、導入前には、最終的に、

失礼いたしました、議会事務局を通してですね、また、議会の皆さんの方にも説明をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

・・・。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

勝山議員が関連してですが、私もシェルター設置には賛成です。その一方で、戸円の公民館の横に、大和村高齢者避難所施設ということで、多分、もう10数年前に大和の園がその津波になった際に、大和の園もそちらの方にこう運ぶということで、数年前に、多分、職員が大変な中、全員をこの高齢者避難施設に移動したということを、やっぱり覚えていますが、今後、そういうシェルターを、今後、そういう設置するとなったときにですね、今度、その、今あるその高齢者支援施設。今現在、どのような状況で、どのような利用されているのか。ほぼその避難所としての施設ですので、それ以外はほとんど活用されていないと思うんですけども、現状、今、どのようになられていますか、その公民館横の避難所施設の。

○総務課長（政村勇二君）

その老人福祉施設、避難施設でございますけれども、現在、向こうにはですね、寝具類、備蓄品ですね、寝具類と飲料水、そういったものを保管している状況で、その管理は大和の園に依頼しているところでございます。利用法、利用状況といたしましては、実際、ほとんど使われていない状況ではございますが、倉庫としての機能と併せまして、昨年度、実施いたしました消防車庫を造った際に、どうしても公民館施設の影響があるということで、一度、村議会議員選挙だったですか、選挙の際にですね、投票所、第4投票所として、その、今回、告示する、告示、選挙管理委員会に意見を求めて、戸円公民館ではなくて、隣のそういった避難施設での実施を行ったという経緯がございます。そういった、公的機関としてですね、対応を、地元の集落の区長さんが了解を得ながら、対応を図ったところでございます。

○3番（前田清和君）

今回、シェルターが設置されても、その避難所として活用していく、いくと考えてもよろしいわけですか。

○総務課長（政村勇二君）

そのとおりでございます。やはり全員が全員、そのシェルターが安全なのかというところもありますし、できることならやはり高台、シェルターを使わず高台に避難することが有効だと思いますので、もちろん、大和の園を含めた避難施設としての機能も、これからも考えて、充実、充実と言いますか、管理を徹底していきたいと思います。

○3番（前田清和君）

津波というのは、いつ、どこで起こるか分からない。自然災害ですので、それは避難所としておいとくべきだろうというふうに思っておりますが、普段、やはりこう使わないときとかもやはりあるじゃないですか。戸円校がインフィニティと2年前、もう2年なりますかね、・・・して、内地から年に2回来られて、戸円校でいろいろこう、自然を学んだり勉強したりするんですが、普段、使われていないときには、例えばそのインフィニティの子供たちの宿舎として、普段、そういう利用価値もあるのかなと。その子たちも毎日いるわけじゃありませんから、年にその春と冬とで、そのときには、何もない場合にはこう利用させてもらったり、そういう、もっともっとその利用価値というのにも必要じゃないかなと。ただただ避難所として置いておくよりは、やっぱり戸円校の前でその宿泊所があるということだけで、向こう側の学校側も、もう利用しやすいんじゃないかなと思うんですよ。これも、是非、そのインフィニティとの、子供たちの交流の場も含めて、あそこはシャワーとかも付いていると思うんですよね。そこそこの人数であれば雑魚寝でもできるしと思うんで。やっぱりその普段の利用価値と言いますか、そういうのもやっぱり、ただただ置いておくだけでなく、避難所として利用するだけでなく、普段からそういう活用ができるのであれば、そういう活用方法も、またまた考えていった方がいいのかなと思うんですよ。これは是非、検討していただければなというふうに思います。終わります。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第33号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第18、議案第33号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正、補正予算（第1号）については、歳入において、一般会計繰入金の増額、歳出において、総務管理費の増額などにより、歳入歳出それぞれ37万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37万2,000円増額しまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,821万5,000円にしようとするものでございます。

6ページの歳入の御説明を申し上げます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事業費繰入金は、人事異動に伴う人件費分としまして、37万2,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事異動に伴い、職員手当等の合計で37万2,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり決定されました、可決されました。

日程第19 議案第34号 令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第19、議案第34号、令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出において、支出の人件費等の調整を行い、資本的収入及び支出におきまして、収入のパターンK出資金を増額いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

令和7年度大和村簡易水道事業会計予算、補正予算（第1号）の内容について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の総額を1,088万6,000円増額し、資本的支出の総額を1,088万6,000円増額予算を計上いたしました。補正予算の概要につきましては、補正予算書の1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算説明書で御説明をさせていただきます。17ページをお開きください。款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水費及び浄水費の節2手当、節3賞与等引当金繰入、節6報酬、節7法定福利費、節8法定福利費引当金繰入額、節11旅費の補正額、補正の総額を1,077万6,000円につきましては、人事院勧告及び人員の増によります増額補正となっております。

続いて、同じく17ページ、款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目2総経費の節7法定福利費、節8法定福利費引当金繰入額の補正の総額を11万につきましては、人事院勧告及び人員の増によります増額補正の計上を行いました。

続いて、18ページをお開きください。款1資本収入、項1他会計出資金、目1他会計出資金の1,088万6,000の増額により、収支の調整を行ったものでございます。

以上、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第35号 令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第20、議案第35号、令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）は、資本金収入及び支出におきまして、支出の人件費等の調整を行いました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

令和7年度大和村集落排水事業会計予算、会計補正予算（第1号）の内容について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、資本的収支のみの増減、のみを増減し、総額0円の予算計上をいたしました。補正予算の概算につきましては、補正予算書の1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算説明書で御説明をさせていただきます。10ページをお開きください。款1資本的支出、項1建設改良費、目1集落排水事業建設改良費胴部の節1給料の、給与の13万7,000円の減額は、人事異動によるものでございます。

続いて、同じく款、項、目の節12備用品費の13万7,000円の増額により、資本的支出の増減が0となるものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時23分

第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）

大 和 村 議 会

議事日程（令和7年第2回大和村議会定例会）

令和7年6月13日（金）

開議時間 午前10時15分

午後 1時30分

開議の宣告

日程第 1 一般質問（5名）

午前（2名）

5番 重信 安男 議員

2番 市田 実孝 議員

午後（3名）

1番 奥田 浩一 議員

7番 勝山 浩平 議員

9番 奥田 忠廣 議員

日程第 2 陳情第 3号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2026年度
政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第 3 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2026年度
政府予算に係る意見書について

日程第 4 議員派遣の件について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議

閉会の宣告

令和7年第2回大和村定例会会議録

令和7年6月13日(火)

午後10時15分 開会

1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	奥 田 浩 一 君	6 番	藏 正 君
2 番	市 田 実 孝 君	7 番	勝 山 浩 平 君
3 番	前 田 清 和 君	8 番	中 井 文 忠 君
5 番	重 信 安 男 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 幹 太 純 一 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	宮 田 龍 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	前 田 逸 人 君
会計管理者 兼会計課長	児 玉 明 美 君	大和診療所事務長	池 田 浩 二 君
住民税務課長	直 島 秀 治 君	大和の園園長	早 川 理 恵 君

開会 午前 10時15分

○議長（藏 正君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います、

議事日程のとおり、順次、発言を許可いたします。

5番、重信安男議員に発言を許可いたします。

○5番（重信安男君）

皆さん、おはようございます。質問の前に、今年の4月20日からアミノクロウサギミュージアムQuruGuruがオープンいたし、かなりの反響があると聞いております。議会としても、とても安心をいたしております。今後とも、職員一丸となり頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目に、建設業による公共工事の取組方について、伺います。はじめに、公共工事発注の仕方と、指名業者の選定について、行政としてどのような審査を行っているのか、お尋ねをいたします。

次に、下請け企業に対する制度のあり方として、村・県発注ともに、下請けを使うときには、地元企業を優先して契約することはできないのか、答弁を求めます。

2点目に、遺産地だけではなく、ほかに身近な環境問題にも目を向ける、目を向け、取り組むべきでないかと思いますが、数年前から委員会で申し上げます環境問題として、廃棄同然の船が本村でも多数ありますが、国・県へ要望いたし、処分費用を助成していただけないか。

次に、広域全体で考えていくべく、課題、奄美本島内に新たな最終処分場建設はできないのか、答弁を求めます。

以上、壇上にて申し上げ、自席にて再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの重信議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公共工事発注の仕方と指名業者の選定について、行政としてどのような審査を行っているかの御質問でございますが、公共工事の発注方法につきましては、年度当初に可能な限り、両格付けA・Bに受注機会が得られるよう、全体の発注計画を作成し、補助事業であれば、前年度に国などに予算要求を行い、年度はじめに補助金の申請を行う中で、交付決定後に担当課で設計、精査、県の設計審査、承認を受けたのちに発注手続きを行う流れになっております。公共工事の指名選定につきましては、大和村建設工事入札参加資格審査要綱に基づき、入札参加資格者適格及び工

事施工能力などの審査に合格した者を、土木一式、建築一式工事を２等級に格付けした後、大和村建設工事指名競争入札参加者選定基準により、工事の種類に、種類ごとに各事業者の保有する資格や格付け状況を確認しながら、選定を行っているところでございます。

次に、下請け企業に対する制度のあり方として、村・県発注ともに、下請けを使うときは地元企業を優先して契約することはできないのかとの御質問でございますが、鹿児島県にも確認をいたしましたところ、県が発注する工事におきましては、発注時の特記仕様書により、工事の一部を下請けにする場合は、管内に主たる営業を有する者を使用するよう努めることとしているようでございます。本村におきましては、村内業者育成のため、土木一式工事や建築一式工事等の村内業者が保有する工事資格の工事は、本内に本社及び代表者の住民票を有する業者の８社を指名しているところでもございます。村が発注する工事の下請けにつきましては、請負業者の判断であることや、下請け業者を村内業者に限定することは、村内の業者が少ないことから、下請けをできる業者が限定されますので、専門工事など、本村の業者が資格を有していない建設業法の特殊な専門工事を下請け契約できなくなるなどから、限定することは困難であるというふうに思われます。

次に、２点目の身近な環境問題に取り組むべきではないかとの質問の、１番目の廃棄同然の船が本村でも多数ありますが、国・県に要望し、処分していただけないかとの御質問でございますが、放置船の問題につきましては、本村のみならず、全国的に深刻な問題であります。現在、本村の漁港、港湾施設には、ミニボート等を含む放置船と思われるものが４５隻を確認しているところであります。要因といたしましては、高齢化により漁業の継続の困難や高額な処分費用に加えて、所有者のモラル欠如が考えられます。放置船は景観の悪化や漁業者の陸上での保管等に支障をきたすほか、災害時の流出被害なども懸念されます。漁船等の登録が必要な船舶については、所有者の調査が可能であります。長さ３ｍ未満、２馬力未満の船舶登録が不要なミニボート等で長らく放置しているものについては、所有者の把握が難しい現状にあります。国・県に要望しての処分についてであります。担当課において、県へ確認いたしましたところ、施設管理者において検討し、実施することが前提でありまして、県において処分を行った事例はないとのことでありました。本村といたしましては、まずは漁業者等へ放置船の問題に対する意識を高めてもらうことや、船舶情報を把握できる仕組みづくりを奄美漁協さんや漁業者等と連携をして進めてまいりたいと考えております。

次に、広域全体で考えていくべき課題として、奄美大島本島内に最終処分所の建設はできないかの、できないのかとの御質問でございますが、船舶の廃棄処分及び処理には船舶の解体、分解を行い、金属やプラスチック、木材などの素材に分別し、なおかつ、有害物資の除去して、船舶に含まれるアスベストや脂分、化学物質などの有機物質を適正に除去し、環境保護対策として環境汚染を防止するための排水処理や粉塵対策を実施する必要がある、これらの処理は廃棄物処理法、船舶安全法に基づいて行わなければなりません。このような施設の整備、運営には多額の費用と維持管理費が必要となることから、処分対象となる船舶などの処分量を継続的に確保できるか、懸念される

ところであります。また、現在、名瀬クリーンセンターの次期施設整備計画については、5市町村の協議等を進めているところでありますが、この施設においても、多額の費用が見込まれているところであります。これらの状況を踏まえ、船舶の最終処分場の建設は困難であり、処分については、廃棄物処理業者が行っております、島外へ適正に処理、処分を行うことが現在の対応策であると思っております。また、船舶は長期間放置され、所有者や管理の連絡がとれず、放置状態が継続し管理、整備の意思が見られない場合は、最終的に不法投棄とみなされ、関連法令等で行政指導及び罰金や懲役刑の対象になることから、本村といたしましても、所有者への指導及び関係機関との連携を強化していくことが最良だと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきたいと思います。

（「議長、タイマー、動きません」と呼ぶ者あり）

[発言する者あり]

○5番（重信安男君）

村長が申されたとおり、現実だと思っております。そこを何とかですね、いろいろ変えていきたいと思ひまして、質問をいたしておりますが、現在、インフラ整備も進み、公共工事が少ない中で、県発注である急傾斜とかですね、工事が、毎年、予算に組み込まれております。それも、村長の努力の下で多くの県工事が事業化されるようになったと思っております。これからは、大和建友会のためにもですね、県の工事指名に、工事指名に入るようにですね、建友会の方々がですね、尽力を尽くしていただけるよう、願っております。

また、ちょっとこの通告書にはないんですが、その関連して、急傾斜の件に関しまして、現在、大和、その役場の裏の急傾斜から滝の川山までの間ですね、一応、住民の反対かなんかあつてか、昔、工事が行われておりません。それを、今、住民の方もですね、賛成を、賛成というか、急傾斜をしてほしいと、安全面を考えてですね、そういうことを1回、言ってきておりますので、その件は、また、村行政からですね、県の方に要望していただければ、住民の方も安心して暮らせるんじゃないかと思ひますので、その件に関しても、要望書をよろしく願ひいたします。

予断しましたが、一般質問に入りますが、業者を指名するに当たり、一番重要な審査を行っていることというのは、何かということで、私なんか、もう素人ですから、分からないんですよ。いろんなからみで、まずは事務所、設立をし、建設許可ですかね、を取り、社員を確保して免許関係の書類審査をするというのが流れだと思うんですけども、実際、そういうふうな流れで、今、されているということですか。確認をされているということですか。

○建設課長（早川勝志君）

私どもは業者からの指名願ひ、いわゆる指名願ひの審査でございますが、まずは業者がですね、国、若しくは県の建設業の許可を受けた、受けた上でですね、本村にどの工種であるのかと。どの工種に対して指名をしていただきたいということで、指名をしていく。その中には、もちろん、県

のですね、審査がございますので、建設業の許可の関係については県の審査を受けていただいた上で、私どもはその内容を再度に確認した上で、例えば技術者がいるのとか、何人いるのとか、いろいろ含めまして、あとは工事成績と工事の受注額などを勘案した上で、ランク付けを決定して指名するという形になっております。以上です。

○5番（重信安男君）

当たりまえですよ。そうじゃないと、やっぱり公共工事を任せることはできないと思いますけれども、私が思うにはですね、自社でやはり工事施工をして、施工管理もでき、完成工事までですね、処理も発注元に納めるということで工事関係が終わると思うんですけれども、企業が指名願いを申請できると思うのですが、そういう点に関しては、いかがなもんだと思うんですけれども、どうですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、指名願い、指名願いの段階でですね、建設業には約29の業種、工事の業種がございます。その中で、私どもは基本的に指名するのは、土木建築一式工事、それと、建築一式工事。その指名でランク付けを決定して、それに基づいて発注する中でございまして、もちろん、その指名願いの、建設業の許可をいただくという形に、いただいた段階でですね、もちろん、自社で全て工事ができるという形で指名願いが上がっているものと私どもは判断しているところでございます。

○5番（重信安男君）

近頃ですね、その真逆の企業と言いますか、村外の業者にですね、丸投げをしているという話を耳にいたします。そのような企業が、この指名競争入札に入る資格があるのかというのが、私たち、疑問なんですけれども、できないのに仕事を取って、取るだけ取って丸投げしてという、こと、許されればですね、これ、全建設業者に対しても、平等ではないんじゃないかと私は思うのですが、その確認とかは聞いていますか。確認されていますか。

○建設課長（早川勝志君）

私ども村が発注する工事におきましては、まず、契約時にですね、現場代理人、あとは主任技術者との現場に貼り付けないといけない。ほかの場所と、ほかの工事と兼務はできるんですけれども、その方の必ず名簿を、名簿と言いますか、選任の届を出していただくという形を、まず、取っております。その中で、その現場、現場なりに実質的な関与がないと、それは、先ほど議員がおっしゃったように、建設業でいう丸投げに値い、建設業法上違反のですね、丸投げに当たりますので、それは私どもも、それは見過ごすわけにはいきませんので、例えば検査とかですね、現場の立ち合い、その当時に関しては、必ず主任技術者、若しくは現場代理人の立ち合いを求めたりですね、検査においても、厳しくですね、その辺りはやっているところでございます。これからでもですね、やはり、同じような形でですね、丸投げ、法律違反ですので、でございますので、その辺は適正な処理をしていきたいというところでございます。

○5番（重信安男君）

我々みたい、素人が見ても分かるんですよ。地元じゃない、村内の企業でもない、村外の企業が来て、1から10まで仕事をしている。あれ、なんでかなとやっぱり思うんですよ。そういうのが、周りからもそういう声が聞かれましたので、今回、こういう一般質問をしておりますが、やっぱりそれだったら、ほかの業者たちもですね、頑張って、自社で、やっぱり仕事、ほしいわけですから、仕事を取る。そうしたら、やっぱり自社で最後まで完成して、役所に返すと、返納するという、そういう使命がありますので、みんなそうやって、頑張ってやっているんですよ。だけど、それをしない、そういう業者がいるということも聞いたので、それをちょっと、もうちょっとと行政からもですね、強く、課長が強く指導はしていますということが、言っていますけれども、強く言っても、前から言っているわけですよ。だけれども、直っていないと。だから、それ、やっぱり、さっき村長がいろいろ、モラルのことも言いましたけれども、やっぱりその本人のモラルだと思うんですよ。やっぱりそうやって、自社で仕事が完結に、終わらすという使命を持ってですね、工事を行ってほしいんですよ。そういうのは、もうちょっと厳しくなんでしょうけれども、もうちょっとそれ以上にやっぱり厳しく指導をして、今からしていただけますか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、建設業法に規定されております丸投げ、法律違反になる丸投げ、なんですけれども、国等が申し上げるのは管理もしない。全て、本当に施工管理から何からやるのが丸投げということで、法律違反になっております。私どもは、やはりそれをももちろん防止しないと、禁止しておりますので、違反ということを認識しておりますので、その辺りは、先ほども申し上げましたように、現場に、現場にはですね、現場代理人、若しくは主任技術者、必ず常駐を求めているところでございまして、立会とかですね、検査、その辺りは必ず立ち合いを求めていると。丸投げには例えば施工計画書を、必ずこれは工事に当たっては出さないといけない、必要な書類なんですけれども、その辺の作成ももちろん元請がするというのがあります。必ずしも下請けが駄目だということじゃありませんので、下請けももちろん全然問題ないことで、ただ、建設業法で許可されているものでございまして、特殊な工事等もありますので、下請けが全く悪いというわけではないんですけれども、先ほど議員がおっしゃったようにですね、丸投げは基本的に法律違反でございますので、その辺は私どもも、先ほども申し上げましたように、徹底して指導なり何なりをしていくと、防止するような形で、今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（重信安男君）

私も、あとでまた、下請けの件で聞こうと思ったんですけれども、やっぱり下請けは駄目というわけじゃないんですよ。やっぱりその業者も、仕事を取りすぎたと言ったらもうちょっとおかしいですけれども、手が回せなくなった。そろそろ行政に、村民に迷惑かけるということで、下請けにお願いするというケースも出てくると思います。だけど、やっぱり下請けもですね、その村内の企業にという、私はそれが強く思うんですよ。村内で出た、村内で予算組んだお金が村内に落ちなくて、ほかの自治体に持って行かれるという、それが歯がゆくて、何のために頑張って、こういう

仕事を、村長がね、要望して努力をしてつくってきた仕事を、何で別な自治体に取りれにやいかんという、私は強くそれが歯がゆいんです。だから、そういうのをもうちょっと厳しく、本当に、使ってもいいですけども、下請けも。できる限り、地元の業者を使っていたきたい。なんかそういうので、地元業者を使ったら悪いという、村長、先ほど言いましたけれども、ちょっと訳が分からなくて、そういうの、なんか、決まり事あるんですかね。

○建設課長（早川勝志君）

まず、先ほど村長が答弁したんですけれども、大島支庁の管内ですね、支庁管内であれば、県の方は支庁管内の業者をできるだけ下請けに使ってください、使うように努めてくださいという努力義務があります。私どもも、同じような仕様書を作成、使用させていただいている、工事の仕様書をですね、使用させていただいているんですけれども、その中で、同じような記載で、私どもも、大島支庁管内の、できるだけ下請けを使うように。これは、絶対というわけではございませんが、可能な限り、使ってくださいという事があります。それは、なぜかと言いますと、やはり大和村で例えば大きな災害がたくさん発生した場合、村内の業者ではもちろん、8社でございますので、それもランクがございますので、なかなか自分ところで、例えば20件、30件の災害が発生した場合に、同時に発注した場合に対応ができないのかなと。そこはやっぱり村外の業者の、被害が少なかった近隣市町村のですね、業者の例えば下請けをお願いした上で、もちろん施工管理とかは、必ず元請けがしなきゃ、していくのがベストではないかと。やはり、うち、先ほども村長が申し上げましたように、大和村内には8社しか業者がいないことから、なかなか同じ入札に参加したりですね、その辺で禁止されてはいませんが、なかなかそういうの、難しいところもございます、やはり村内で限定するのは難しい。逆に、村内の建設業の方々のですね、この発注とか受注とか施工にですね、大きな影響を与えてくるものではないかというふうに考えているところから、難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

○5番（重信安男君）

そんなに地元業者を下請け使うということは、難しいことなんですかね。やっぱりいろいろ、そのランクが違うということは分かっていますけれども。先ほど言った災害とか、舗装とかは、なんか特殊なあれでなんか違うとは聞いていますけれども、そんな災害が多ければ、それは8社しかない、事業、大和村は限界ですので、それは大変かもしれませんが、8社しかないから、この大和村でまとまってですね、大和建友会とも協議をしたりして、なんとか大和村でもう守れるものは守っていこうと。入札は入札で、それはもう別々、ちゃんとすべきなんですけれども、取ったあとのことを考えればですよ、そういうふうにしていった方が、大和村のためにもなると思うんです。建設業の中の従業員も、やっぱり大和村の人が結構おられます。やっぱりそれで生活している方はいっぱいいますので、たかが仕事を取って、もう下請けに投げる、投げなきゃいけないぐらいの仕事をとっている会社もあれば、たかが一つの仕事も取れない会社もいるって聞いているんです。だから、そういうところにですね、やっぱりその何ですかね、思い遣りですよ。仕事を、下請

けをこう少しでも回してあげようか。みんなで一緒に協力しながら、活性化のために、大和村のために頑張っていこうというのを、私は強く望んでいるんですけども、そういうこともやっぱり難しいんですかね。

○議長（藏 正君）

ちょっとすいません。重信議員の質問と、その答弁がかみ合っていないように思いますので、重信議員がおっしゃるのは、その地元の業者でありながら、なかなか仕事が取れないと、取れない業者さんというのに対しての、その明確な答弁、分かりやすい答弁をお願いしていいですか。

○建設課長（早川勝志君）

村が発注する工事におきましては、基本的に指名競争入札でございます。その中で一番、一番、予定価格と最低制限価格の間に一番安い価格、業者と契約するというのが条件、考えですので、私どもがこの業者にタッチするということは、もちろんないわけですから、それは企業ですね、努力の、努力により、入札が決定していくものだというふうに認識しておりますので、それは業者さんの努力により、各契約件数が変わってくるものは、ちょっとこちらとしては何とも言えないところなんですけれども。先ほど申し上げました、村が発注することを、下請けを村内にまず限定できないかという答えにかんしてなんですけど、先ほどから申し上げている、まずは災害等が多数発生した場合に、村内の業者だけではできないと、それもありますけれども、やはり一番はですね、受注した元請けさんが、どの業者に下請けに回すかというのは、受注した元請けさんの考えですので、そこに対して、私どもがここにしなさいというのは、今のところ、先ほどの災害等の発生した場合とかも含めた形ですね、今のところは難しいのではないかと考えているところでございます。

○5番（重信安男君）

何度もすいませんけれども、私は行政からどこどこを使えとか、そういうことは、今、言っていないんです。だから、指名競争入札が終わったあとに、元請けさんと、そういう下請けを使うときに、地元業者を使うような形で、やっぱりそうやって、大和村建友会で話し合って、こういうふうにはできないですかという提案をしてほしいということなんです。行政に、どこどこを使えとか、そういうこと、行政はできません。それ、分かります。だから、もうちょっと、数少ない、8社しかない建友会ですよ。なのに、かつて、一つは仕事があって、一つは仕事がない。ないのに、よそのね、自治体の会社を使って下請けさせている。それ、地元業者は頭きますよ。私はそれで、上手くできないかなということを言っているんです。

○建設課長（早川勝志君）

まず、建設業法上、明確な禁止行為ではないんですけども、いわゆる横請けという行為がございまして、同じランクの場合、横に下請けをさせると。その辺と、あと同じ入札に参加した者が、者同士の下請け契約は疑義を、談合とかの疑義を発生する恐れがあるため、望ましくないという言葉がよく記載されております。ですので、そこを私どもが村内に限定するというのは、ちょっと難

しいのではないかと。なぜかと言いますと、村内に8社しかいない。例えばこれが30社とかですね、いて、同じ入札に入らない会社がいっぱいいるのであれば、そういうのは何らかの形で設定できると思うんですけども、8社しかない中で、同じ入札に参加する、いわゆる横請けは、横請けが発生する可能性がある工事ですね、それを下請けに限定しなさいというのは、村としてはですね、このモラルの点から難しいのではないのではないかというふうに考えることもあります。以上です。

○5番（重信安男君）

今、流れ的に、下請け企業に対する2項目目の方に流れ的に入ってきていますので、今、もう下請けに関して、もう、質問を続けていきたいと思います。先ほど言った横請けというのを、今、聞いて、前回も1回聞いたことあったんですけども、その横請けというのは、地元業者の、業者が、地元業者に仕事を、下請けさせることが横請けというんですか。

○建設課長（早川勝志君）

いわゆる正式な言葉ではないんですけども、要は同じ入札に参加した者、例えば、ある工事を出して、そのあと入札に参加をした何社かいるですけども、その中で、横に、同じ入札に参加した者を、に対して下請けをするのは望ましくないというのが、望ましくないですね、絶対駄目というわけではないんですけども、望ましくないというのがあります。一部の市町村ではそれを禁止行為としている会社もございます。そういうのがありまして、村として、そういう疑義が発生しそうなものに対して、縛りをつけていいのかというのがございますので、敢えて、私どもも、そこまで、今、厳しくしないところなんですけれども、そういうのもありますので、私どもは、村内限定というのは難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

○5番（重信安男君）

最後になりますけれども、その横請けだのなんだのがですよ、それは行政が判断することですので、大和村ではそういうの、まだないわけですよ。だからもう、これからはそういう横請けとかそんなのはもうなくしてですよ、そうやって共有しながらやっていこうという仕組み、制度をつくっていかないと、これからの大和村というの、本当に発展しないと思います。そういう決まり、しがらみとかしとったら、やっぱり大和村は大和村自体で考えて、建友会なり村民なりというような話で、今後、活性化していくために、もう何かプラスにしていけないと私は思っていますので、下請けが駄目とか、そういうのではないんですけども、できるだけ地元の業者を使っていたきたい。今、そういう業者も、今、そういう業者もいますけれども、それもまた、やっぱりそうやって従業員使って、村内のために頑張っている企業ですので、これからも指導もちゃんと行って、そういう言われないう、人に言われないうに、これからも大和村のためにですね、そういう頑張ってしてくださいということで、これからも、また、そういう指導をしていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、環境問題についてですね。もう本当に私も委員会ですつと言っていますけれども、その、

今、各自治体でも問題になっております。何か月前から名瀬、奄美市の方でですね、港の方で、何隻、6隻ぐらい燃やされたという事案も出ております、廃船をした船がですね。だから、もう本当にこの大和村も、はっきり言えばですね、漁師というか、船を持って漁をするという人は本当に大和村っていますか。本当、いないんですよ。いないのに、船だけいっぱいある。もうだから、私、それがおかしいんですよ。船があるんだったら、海に出て漁に行ってほしい。もう何10年も海に浮かべっぱなしの船もありますし、何年も陸に揚げっぱなしもありますし、畑とかですね。村の所有地にもあると思うんですけども、その村の所有地の方にはやっぱりこう置いてある、勝手に、不法投棄とかいう、そういうのも、ケースはありますか。村の土地にですよ、置いてあるケースとか。

○産業振興課長兼農委局長（福本新平君）

漁港施設と港湾施設については、放置船と思われる船ですね、の方は、先ほど、村長の答弁のとおり、45隻は確認しているんですけども、それ以外にも、やはり村の土地、村の、村の土地というわけではないんですけども、ありとあらゆるところに、言えば、海とは関係ないようなところに置いているのも、実際にはあるんじゃないかなというふうには思っております。

○5番（重信安男君）

その所有者もいますし、所有者は分からない船もあると思います。所有者も分かっている方には私も何人か声を掛けたりして、何とか処分する方向で考えましょうよという話はするんですけども、本人たちも処分したいと言っているんですよ。処分したいと言っているんですけども、やっぱり産業廃棄物扱いですので、そういう業者の方に委託とか、頼んだら、やっぱり12万円から20数万円かかるという、その船の種類によっても違うみたいですし、その油を確実に取り除くと、油を取り除く、それもまた、別の業者をお願いするわけですよ。じゃないと、それは産業廃棄物の業者は処理をしませんよという、何かそういう法律があるみたいなんですけれども、だから、本当にやりたいんですけども、やっぱり数10万もかかるわけですので、できないというのが、今、現状です。だから、そこで、やはり簡単に言ったら悪いんですけども、助成をしていただきたいというの、本音なんですけれども、空き家改修に関連してですね、空き家改修も本人の所有物です。船も本人の所有物になる。空き家改修も、やっぱり大和村も何とかせないかんということで、問題になっていて、それを、今、補助をやっておりますね。助成を、幾らか。解体にしろ、いろいろとやったださって、本当にありがたいと思っていますけれども。船もですね、金額的に言えば、1 t当たりの金額ですから、それが。1 t未満の船とか、結構あると思うんですよ、いっぱい。だから、大きくても5 tぐらい。3 tから5 tですかね。そういうのを、金額を出してもですね、そんな大きい金額にならないと思います。だから、その助成も50%とは、までは言いませんけれども、30%ぐらい。そういう姿勢を見せれば、処分しようかなという方も出てくると思うんですよ。現在、今、奄美市とか各5市町村全域で、今、そういう問題が出ていますけれども、そういうことをやっている行政とか、ありますか。助成とか出しているの、聞いたことないんですけども。

○産業振興課長兼農委局長（福本新平君）

個人の財産に対する助成というのは、私どもも多分ないんじゃないかなというふうに思います。今、空き家の解体の、解体に対する助成の話がありましたけれども、あくまでも不動産であって、所有者が特定されるもので、検討とかそういうのはできるんでしょうけれども、なかなかその動産に入りますので、船舶というのは。だから、それをしてしまうと、やはり助成があるからとか、また違う、ちょっとモラルの欠如にも、今後、つながる恐れもあるんじゃないかなというふうに思っていますので、まずはその助成の前に、以前に、まず私どもとしても、漁業者にその意識を高めてもらうというのと、また、その所有者が分からない船舶であっても、聞き取り調査をして、これが本当に誰の船なのか、それを特定した上で、本人の意向をちゃんと確認するというのが大事なのかと思っています。実際にはもう処分が、購入すれば処分が伴うということを、ちゃんと意識してもらわないといけないと思っていますので、まず、そこの調査から入っていかないといけないかなと思っていますので、村長の答弁にあったように、やっぱり連携して、まずそういった形を取らせていただければなというふうに思っています。

○5番（重信安男君）

課長がおっしゃるとおり、事実、そうなんですけれども、なんですけれども、そう言っとったって、いつまで経っても、私はもう減らないと思います。産業廃棄物の業者の方に確認したんですけれども、年々年々増えていくそうです。だから、大和村も結構あるんじゃないんですかということも聞いていますけれども。もう本当にこれ、世界自然遺産になったのに、山とかそういうのは、世界に、自然を守るということでいいんですけれども、やっぱり海とか陸も、身近なところですので、やっぱり県道沿いですし、観光客も見ると思いますし、国の機関も見ると思います。あれ何なの。だから、そういうのをやっぱりなくしていかないと、奄美大島は世界自然遺産なんだよ、大和村は世界自然遺産に入っているんだとか、声を大きく出して言えないんですよ。そういつている割には、なかなかそういうのが上手くいかないです。やっぱり身近なそのまず船とかですね、廃船とかを、なんとか処分していただきたいというのが、そうです、助成をなんとかですね。すぐすぐと言いませんけれども、いろんな機関に聞いて、尋ねたりして、そういう、日本全国でどこかやっているところがあるかもしれないし、そういうのを調べてですね、なんとか大和村でもできるような対策を取って行かないと、この船は減ら、もうなくならないと思います。

これもなんですけれども、奄美市に、今、クリーンセンターがありますよね。クリーンセンターで、本当はですよ、クリーンセンターでここで破碎をして、搬入をして、クリーンセンターで燃える、燃やせることができるとかなれば、もうそんなお金もかからないと思うんです。これはもう、鹿児島と、本土に輸送する費用もかかるもんですから、その20数万かかると言っておりますので、クリーンセンターが、今、なんか改修、改修で、毎年毎年、副村長がね、何回か、年に何回か行っていると思いますけれども、クリーンセンターの協議会とかなんかで、そこで、今、どういった、そのクリーンセンターの今後の予定とか、どうなっているとか、それをちょっとお聞かせ願えま

すか。

○住民税務課長（直島秀治君）

クリーンセンターの今後の施設の運営に関しましては、先ほど議員の方からありました、施設の供用開始から機械設備がちょっと経年劣化、老朽化等により、修繕が多くあることは確かです。今現在、名瀬、衛生組合の方で、クリーンセンターの方の衛生組合の方で、令和17年4月1日に新たな施設として整備を予定しております。今現在は、まだ計画、構想の段階でありまして、今後、その計画、構想をはじめ、いろいろな計画を立てた上で、今、奄美本島内のそのごみの環境問題等を、ごみの量とか、そういうのを調べた上で、どのような規模の施設を造っているかというのを検討しているところでございます。また、これに関しまして、5市町村で協議を進めながら、整備検討をしていくことでありますので、また、今後、そのような形で進めていくと思います。そして、クリーンセンターで船の処分ができないかということなんですけれども、村長の答弁にありましたとおり、船に関しましては、様々な基準に基づいた分解を行って、また、この環境汚染を起さないような施設を整備しなければいけないことがありますことから、今の既存の施設の方ではそのような設備がないということで、処分は難しいのではないかと思います。以上です。

○5番（重信安男君）

今、そうですね。クリーンセンターもですね、改修、改修で毎年数億円の予算を組んで、修繕しながら動かしているということを聞いております。また、その最終処分場もですね、あと数年、10数年はまだ大丈夫ということも聞いておりますので、いいんだろう、ですけれども、毎年その数億円かけて修繕するぐらいのことがあれば、クリーンセンター自体の、また、新たに、もうこの船とか、今、700度ぐらいで焼却するみたいですね。それが、今、最近ですね、もう日本全国あちこちにあるんですけれども、2,000度ぐらいで焼却できる焼却炉とかも、結構あるみたい。その2,000度でしたら、船だろうが鉄だろうが車だろうが、何でも溶かすみたいです。そういう施設が埼玉県のとくら温泉と言ったかな、そこにもそういう施設があって、そこがそういうのを余熱で温泉もつくったりとか、こう電気を発生させたりとかして、再利用したりして、そういうところがあるみたいです。私、今月、この議会が終わったらちょっと見に行こうと思っています。だから、そういった、今、そういう機械がありますので、そういう、広域で、副村長ね、今度、広域でそういう話、協議がありましたら、そんなん毎年毎年、数億円かけて直すんだっただけですよ、もう思い切って、何10億かかるか分かりませんが、そういう、何でも処分、焼却できるぐらいの施設を造った方が、私、先ほどから言っています、その廃船も受けられると思うんです。そうすると、どんどんどんどんなくなっていくし、廃船の方もですね、そういうのにこう利用、利用と言ったら悪いんですけど、そういうふうには活用できないかなと。だから、1回、そういう広域で、今度、お話があるときに、そういう話が出たということで、何か、今度、協議、大和村にもその廃船問題でそういう焼却できるぐらいの焼却炉を、今、このやったのがいいんじゃないかという、言っていることだけでもいいですから、そうすれば、もう、私は絶対この廃船、なくなると

思います。廃船以外にもいろんなもの亡くなるんですよ。もう、今、燃えるごみ、燃えないごみと分けていますけれども、全て燃えるごみに回ると思うんですよ。燃えないごみがなくなると私は思っております。やっぱり、それをちょっと1回、協議で話していただけないでしょうか。

○副村長（仲新城長政君）

今、重信議員がおっしゃったとおりですね、先週にこういう会がありまして、基本構想、クリーンセンター、基本構想のプロポーザルをする計画書を造るようになっていきます。その中で、一度、幹事会、住民税務課長がなっていますけれども、その中でいろんな、今、あったような話はですね、入れ、付け加えて、できるかどうかは別としてですね、提案してみたいと思っています。

○5番（重信安男君）

最後ですけども、本当にその件、よろしくお願いします。

その最終処分場もですね、もうやっぱりそういうのが増えていけば、新たに、また、考えていけないといけないかなと思いますので、その件も、また、協議の方、よろしくお願いいたします。以上です。終わります。

○議長（藏 正君）

これで、5番、重信安男議員の一般質問を終わります。

次に、2番、市田実孝議員に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。2番、市田実孝、ただいまより通告してあります質問をさせていただきます。

1番、定住促進について。

その1、村内で新築住宅希望者のために、各集落ごとに住宅用地を把握、確保し、村の広報誌等で常に情報を提供していただけないか。

2番、村内集落ごとに設定されたハザードマップは、村民に周知されているか。安心・安全な指定外の村内住居はどの程度あるのか。

3番、移住希望者のための村の宅地供給体制は十分であるのか。宅地造成事業は計画できないのか。

4番、国は、今後、独居老人世帯が増加し、独身世帯も40%を超えるのは時間の問題だとしているが、今後、村の住宅建設は独身世帯を対象とした単身住宅を増やす必要はないのか。

2番。ひらとみ神社周辺の環境整備について。

その1、サトウキビひらとみ神社には、キビの発祥を祀ることから、村内景勝地同様に多くの研究者をはじめ、観光客が訪れていますが、休憩場所を整備、検討していただけないか。

2番、思勝老人オリーブの会は2か月ごとに花壇の整備や草刈り等で作業時の休憩場所がなく、毎回、地べたで休憩し難儀をしている状況にあり、神社前の旧村道の残地にテーブル、椅子を設置していただけないか。

以上、壇上より申し上げ、あとは自席にて質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、市田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の定住促進についての1番目にある、新築住宅建設希望者のため、各集落ごとに住宅用地を把握、確保し、村の広報誌等での情報提供ができないかとの御質問でございますが、本村におきましては、令和5年度に空き家を所有者から買い上げ、入居者を募集し賃借を行う空き家サブリースの取組を行っており、おります、NPO法人奄美空き家ラボと連携協定を締結しており、空き家の所有者から御相談を受けた際には、空き家ラボを通して、その利活用の促進を図っております。また、空き家ラボとの協定は、空き家だけでなく、空き地の活用に関する項目も含まれておりますので、村で実施しております、廃屋等解体助成金を活用し、空き家の除去が行われた跡地に関して、所有者の売買や賃貸借を行うお考えがあるかどうかを確認させていただき、空き家ラボへの登録を希望される場合には登録を行い、空き家ラボを通して移住希望者を中心に、住宅用地を必要としている方々へ広く周知、広報を行い、さらなる移住・定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目のハザードマップは村民に周知、利用されているか。安心・安全な指定外の村内居住はどの程度あるかとの御質問でございますが、ハザードマップにつきましては、直近で令和元年5月に村内各集落ごとの航空写真を基に、土砂災害における特別警戒区域。レッドゾーンと、警戒区域、イエローゾーンを示したものを全世帯へ配布したところでございます。そのほか、村ホームページにおきましても、防災、救急のページ内に防災マップとして集落ごとに周知されているところであります。この特別警戒区域及び警戒区域外の村内居住につきましては、集落の背後地が山に囲まれている湯湾釜集落や戸円集落などは、そのほとんどが警戒区域、イエローゾーンの規制がかかっております。その他の集落におきましても、一部、規制がかかっていない居住区域もありますが、集落のほとんどが山に囲まれていない国直集落におきましては、警戒区域、イエローゾーンの規制がかかっておらず、集落によって違いがある現状でございます。

次に、3番目の、移住希望者のための村の宅地供給体制は十分あるか。宅地造成、造成事業は計画できないかとの御質問でございますが、移住希望者に対しまして、住宅に関する御相談には村営住宅や空き家サブリース物件等の御紹介をさせていただいているところでありますが、宅地に関する情報提供は、現在、行っていないところであります。移住希望者の方々の御相談を受ける中、空き地があれば購入して家を建てたいという御意見はごく少数であると認識をしております。移住というのは、その方の人生を左右する大きな決断であります。本村の住生活環境をあまり知らないまま、家を建て、その後、馴染めないということとなれば、移住者にとって不幸なこととなってしまいます。このことから、移住の御相談を受ける際には、村営住宅等にまずは入居いただいて、本村の住生活環境を実際に体感し、永続的に居住することができるのか御判断いただくことをお勧めしております。また、ごく少数ではありますが、家を建てたいという意見もないことではありません。

ので、そのような希望者には、先ほどの答弁にもあります空き家ラボとの連携による住宅用地の情報提供を行いながら、土地の流動性を高め、その利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、4番目の今後、村の住宅建設は独身世帯を対象とした単身住宅を増やす必要はないのかとの御質問でございますが、まず、村が管理する住宅の状況についてでございますけれども、村営住宅は144戸数、定住促進住宅が54戸数。この定住促進住宅54戸数のうち、単身用の住宅は14戸数ある現状でございます。また、住宅の応募状況でございますけれども、定住促進住宅への応募が多く、令和7年度に募集した大金久地区の単身住宅におきましても、募集2戸数に対し4名の方の募集があり、抽選により決定したところであります。住宅建設に関しましては、集落からの要望や建設用地等を考慮した上で、村の関係部局における協議の下、大和村住宅建設計画を内規として、作成、更新を行い、取組を進めている状況でございます。今年度におきましても、単身等世帯向け定住促進住宅の併用型の建設を計画、計画しているところでもありまして、建設計画の更新を含め、住宅建設に向けて進めさせていただきたいと思っております。

次の質問の、ひらとみ神社周辺の環境整備についての御質問の中で、休憩場所の整備と思勝老人クラブオリーブ会の休憩についての設置の御質問でございますが、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。御承知のとおり、ひらとみ神社はサトウキビ栽培の始祖である直川智翁の功績を称え、明治15年に建立され、奄美群島の基幹産業であります製糖事業者が参拝等、豊作祈願を行う場としてだけでなく、令和3年度には県の奄美歴史浪漫探訪に登録をされ、パンフレットへの記載や空港及び港に浪漫探訪案内看板が設置されたことにより、文化的施設を見学する観光客が訪れる場ともなっています。現在、ひらとみ神社及び隣接する高千穂神社の清掃等の日常的な管理は、思勝集落が行っておりますことから、オリーブ老人会の休憩施設と併せ、どのような施設整備を希望されるのか、集落へも確認を行いながら、整備について、協議をしていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○2番（市田実孝君）

ちょっとこの行財政に、諸資料等が毎年、議員の皆様には配られるんですけども、その中から資料をちょっと作ってききましたので、皆様にちょっと話がしやすくなります。配って。皆さん、今、御覧になります行財政資料、資料、これは議員の町村議会議長会で全ての市町村の資料が載っている資料を、毎年、これ、令和6年度の分の資料から拾いました。今回の住宅建築に関する質問の関連事項で、資料を作らせていただきました。これ、6年度分ですので、7年度は、来年以降になると思いますが、総務課長にちょっとお伺いしますが、現在、把握されている住宅戸数、先ほど村長も申し上げましたが、現在、公営住宅何棟分になっているのか。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度末の個数でございますけれども、村営住宅が144戸数、そのうち、それプラス定住促進住宅、一戸建て、単身も含めてですね、54戸数。合計で198戸数となっております。

○2番（市田実孝君）

ありがとうございます。このですね、人口割で住宅の、公営住宅を割り出しますと、6年度時点で7.4、7.4人に1人が村営住宅に入る確率があるという意味です。この鹿児島市、奄美市、鹿屋市、これ全市町村調べ、載っていますので、郡内市町村でも大和村は7.4、10を割っているわけですね。それぐらい、住宅は、村はいままで確保、政治において村民のために住宅を造ってこられました。こういったことは、村民は何らかの形で知っておられると思います、総務課長。なんか資料とか、公表したことあります。

○総務課長（政村勇二君）

改めて村民に対しての周知と言いますか、これぐらいの世帯があって、実際、村内入居者、公営住宅、定住促進住宅の入居者がどれぐらいいるという周知、広報は改めて行ったことはございません。

○2番（市田実孝君）

3月ですね、6年度の決算で建設課、住宅管理費が1,000万超えておりますね、住宅管理費。としますと、7年度の予算で需用費、修繕料、600万含まれておるとありますが、これ、予算に対して、今年もまた、こういう感じで住宅が多いということは、今後、古くなればなるほど、この維持費ですね、管理というのは、増えていくものと予想されますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この村営住宅における住宅の修繕料でございますけれども、市田議員がおっしゃるとおり、1,000万余りの令和6年の決算でございました。私、平成30年度から住宅管理の担当課長をさせていただいている中ではですね、令和2年度から3年度、4年度に関しましては、当時、1,700万、年間での修繕料、1,700万かかった経緯もございます。その中でも、やはり、毎年、年度当初ではございますけれども、年度当初には600万の修繕の当初予算を組ませていただきまして、その都度、9月、若しくは12月等に補正予算、組ませていただいている状況でございますので、この198戸数でございますけれども、それプラス、また、建設課の方で長寿命化計画と言いまして、1棟4戸建ての住宅を長くこう長寿命化させるための事業も行いながら、ましては各家の世帯主からの修繕にも、要望にも応えていく中でですね、また、この600万におきましても、タイミングを見て補正計上とのお願いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（市田実孝君）

やっぱりこの住宅ですね、他の鹿児島県内市町村の中でも、特に大和村は修理が高いと。この維持費、需用費も、今後、他の市町村ですね、行政サービスする上でも、この住宅に関わる負担が高くなることは、間違いないと私の方も予想しております。そういったことでですね、この住宅、独身住宅をですね、増やした方がいいんじゃないですかということをあげさせていただいたんですけ

れども、それも独身住宅をですね、今までのようなその各集落から要望があれば、今までと同様、世帯向け住宅7,000万とかですね、いままでのような住宅建設ではなくて、長屋方式で、アパート形式の1棟10人とか20人のですね、入れるような、単身住宅を増やして、建設していく方が、私は大和村にとっていいんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○総務課長（政村勇二君）

この住宅建設に関しましては、やはり集落の要望とかあった際に、やはり必要な、用地等も必要でございますので、また、その技術的な、どういったものになるかというのは、また、建設課とも相談をさせていただいた上ですね、また、計画に乗せて、その計画どおりに進めていきたいというふうに思っております。

○2番（市田実孝君）

やっぱりですね、村民はこういった状況を、多分、御存知ないと思うんですよ。いままで大和村政はですね、村民に対して住宅を造ってほしいと要望したら、私たちは県下でも1・2位を争うぐらい、住宅は村民のために造っているんですよということを知らないと思うんですよ。そういったことを、村民にちょっと知らしめてですね、世帯向け住宅に1人で住んでいるような状況を、私は世帯向け、7,000万近くの住宅、金をかけてですね、1人で住んでいるような独身者がいるような、ちょっと散見しますけれども、そういった状況あります。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、村営住宅におきましては、現在、世帯向け住宅として公募もかけている状況でございます。中にはやはり、長年、お住まいになられた方で、親族の方がお亡くなりになったりとか、何かしらの転居、そしてまた、お子さんたちの就業、ましては就職等において、世帯向け住宅に単身世帯がいらっしゃるところも認識しているところでございます。その数字に関しましては、現在、細かい数字は持ち合わせておりませんが、そういった世帯もあるという認識はございます。

○2番（市田実孝君）

住宅建設はですね、自分らのところは、集落は住宅がないから造れと言え、ああそうですかというふうに造れば、要望した集落は喜ばれるわけですね。いままでがそのような住宅建設を、今までなさってきて、村内で、県内でも1・2位を争うだけの住宅が、今、完備されて、いずれ10年後、20年後に財政を圧迫してですね、他の市町村ができるサービスが、この住宅に奪われてしまうという経緯が見えますから、私は今回、改めてですね、あげさせていただいたんですが、村内で新築住宅をですね、造られた場合ですね、今、助成はいかほどでしたっけ。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

現在の新築住宅助成金の内容でございますが、お子様がいる家庭には、加算額がございまして、最大で150万円となっております。

○2番（市田実孝君）

60代とか、もう家を造られた方には、はっきり言って、もう1回造れと言っても無理なんです

よ。この若者世代ですね、20代、30代、役場職員を含めて、村内に家を建てろ。2,000万じゃ家は建ちません。3,000万、4,000万、お金を借りてきて、この土地が少ない大和村に、大好きな大和村に自分は住みたいんだと、家族でそこで生活したいんだというですね、若者に希望を持たせるために、150万の助成金を村長は組んでいただいておりますが、私が希望するのはですね、大和村の土地、平米数、大圃当たりで単価が載っておりますが、4,000幾らです。一圃で言えば1万ちょっとです。60圃あれば、家は建ちますから、大体幾らですか、70万、60万前後で60圃の土地が買えるように、今、評価されております。そういう土地をですね、村が集落、各集落に1か所ずつでも整備して、宅地造成をして、その若者の村内に来て、集落に60圃の土地を売ってくれと言ったって、無理なことは皆さん御存知なはずですよ。新たにですね、村に来て、土地を60圃、家を建てたいんだけれども、売ってくださいと言ったって、相手できないんですよ。たまたま、空いている土地はあるかもしれないんですけども、草が生えて、もう土地を譲る人はいません。はっきり言います。家を建てた、登記とかした人は分かると思うんですよ。今から、この若者にですね、20代、30代の職員はじめ、会計年度職員はじめ、夢を与えるような施策を、私は、住宅建設ですね、7,000万をかけて、そこに独身者がずっと住むような住宅を造るよりも、7,000万をかけて、10何戸の造成をして、村に家を建てるならこっちを譲りますよ、あげますよ、差し上げるんですよ、若者に。そういったことも考えて、今後、住宅建築を考えてほしいんですが、いかがですかね。

○総務課長（政村勇二君）

村が土地を準備して、そういった若者世代への売買という感じでよろしいですかね。一応、地方公務員と言いますか、こちらの財産管理の考え方。役場がですね、行政が行う公有財産の考え方につきましては、やはり我々が普通財産を売買できないことはないんでしょうけれども、道路の一角がすみ切り状態とか、そういったところでは可能かと思われそうですけれども、知的財産となれるものに関しましては、実際、売買等は行っていない状況でございます。ただ、村の観光振興になるようなもの。そしてまた、今、大圃や大和浜の埋め立て地、こういったところにおきましては、通信アンテナ等の借地料、そういったところに対する貸し付けは行っているところでございますけれども、やはり、そういった20代、30代の若い方がいらっしゃるようであれば、どうしてもその知的財産を行政が売買するという考えではなくてですね、そういった情報がありますよという、何かしらのそういった制度を構築した上でですね、なんかマッチングできるような、先ほど、企画観光課、課長の方からも説明がございましたが、サブリース方式を利用するなり、そういった情報できる場を設ける、何かしらの対策が必要ではないかというふうに思うところであります。

○2番（市田実孝君）

別に職員自ら、役場自身が私は動けとは言っていないんですよ。第3セクター方式にですね、不動産を会社をつくることは可能だと私は考えております。名瀬の埋め立て、港湾を埋め立てたあれも、奄美市自体がやっているんですよ。公団つくって、やっていますでしょう、奄美市は。そして、あの宅地を売って、住宅地、観光、ホテル用地、全部売った税収は村に、奄美市に入っている

じゃないですか。新聞でも見ますでしょう。ここは住宅用地で売ると言っていて、売っているわけです。大和村ができないことはありません。やる気があるかの私は問題だと思います。この宅地造成とこう大げさに書いておりますけれども、たった7,000万あればできる事業ですよ。集落に60坪、先ほど言っているように60坪、70万ぐらいしかかからないわけですから、評価が。そういう土地はね、70万ぐらいの土地は、150万を差し上げるお金があるのであれば、一緒に差し上げたら、自分は・・・上がらずにここに、村に住もうか。自分の財産を3,000万、4,000万、私は60とか、家を造った人はもういないんですよ。もう今からいないですよ。20代、30代の若い世代に、それぐらいは私はしてあげてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

○村長（伊集院 幼君）

大変貴重な御意見だと我々は受け、承っております。担当課長からはこうして答弁はできませんけれども、実は我々も、もう村に土地を売ってほしい。もう家が古いから壊してという相談も幾度か起きている中では、その、村が買って、定住促進住宅とか、何か住宅で使えるかどうかという先々を考えて、土地は買わんといかんよねという話は庁内でしておりますけれども、その議員がおっしゃる、まさに我々は、もう住宅を造るよりも、もう新築を進めて行く方向も考えなければならぬというのは、今、ちょっと内部で話しております。だから、住宅助成金を、新築住宅助成金をもうちょっと増やしてでも、私は家に、造る方に、やっぱり少しは頑張ってもらう政策を打ち出すべきじゃないかというのは、今、ちょっと思っておるところでもございます。議員のおっしゃるように、我々もそういう宅地取引のことは、多分、有資格者がおったらできないこともないというのは、ちょっと我々も情報を得ているところでもございまして、どういう形でその土地を提供できるのか、準備できるのかというのは、この、我々がさっき申し上げました、このNPOの空き家ラボさんとも情報をいただきながら、村としてもですね、やっぱり住宅の整備を進めるだけでなく、やっぱり土地をどういう形で準備できるのかということも、今後は考えていくことが、まさにこれだけの住宅戸数があるわけですので、維持管理を考えますと、やはり個人の方にやっぱり家を建ててもらうことも、政策の一つにあるのかなと思っておりますので、そこら辺は、住宅をつくるばかりじゃなく、我々もいろんな、多方面にですね、議員の御提案を、しっかりと今後も参考にさせていただきながら、村としても取り組められる、取り組んでいければと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

○2番（市田実孝君）

村長、ありがとうございます。村長が、今、お考えのようにですね、今後の住宅政策は、この役場、私は役場職員、20何名、住宅がないために村外から通って来られている方がいるということ、前回の議会でも耳にしました。はっきり言ってですね、会計年度含めて200何名の職員がいるわけですから、その住宅がないために村外から通うという話が出ないようにですね、集合住宅、別に世帯向けの7,000万もするような住宅を造る必要は、私はないと思います。6畳1間、ワンルームマンションでもいいんじゃないかと思うんですよ。集合住宅、アパート形式のですね。若いわけ

ですから、私らよりあととは自分で住宅で造って、大和村に投資をして、自らですね、家を建ててもらったら私はいいと思いますよ。その間は、6畳、ワンルームマンションでも住んでいいんじゃないかと私は、何でその世帯向けの住宅にですね、お金を使って、村がやる必要があるかと私は思うんですよ。集合住宅、アパート形式でも、20名、30名が入れるような、役場職員専用の住宅を私は造ってもいいんじゃないかと、私は考えているんですが、村長もそういうふうに、今、考えているということをお聞きしましたので、これ以上は申し上げません。

2番の、ひらとみ神社周辺の環境整備について。これは思勝集落からの要望でございます。このサトウキビ、ひらとみ神社前ですね。この道路は大和小・中学校に行く、現在では大会があって、車がたくさん来ていますけれども、水泳大会ですね、校庭に来ていますが、Q u r u G u r uにも行く、大切なここはメイン道路なんですよ。そのメイン道路、その道路の神社側は老人クラブの花壇です。そして、道路側は、学校側の道路側は思勝子ども会、P T Aの管理する花園でございます。私もP T Aの頃は、何度も水やったり、草刈りもした経験がございます。草が生えれば、老人クラブから常に怒られるわけですよ。思勝P T Aは草を生やしやがってとね。今も怒られていますよね。P T A会長、どなたか答えませんか。それぐらい、思勝のオリーブの会、老人クラブは2か月に1回と言わず、草が生えたら自主的に作業されております。花壇の手入れですね、環境美化ですね、環境美化をやっているんですが、大和小・中学校においても花園があり、環境整備をきれいくされておりますよね。課長。やっぱり学校は花壇は必要ですよ。花壇について、課長の考えを、子供たちの情操教育のためですね。草を生やすのがいいのか、花々を植えて環境を美化するのがいいのか、どう思います。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

学校に関しましては、敷地内に関しましては、もちろん、環境美化に努めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○2番（市田実孝君）

ありがとうございます。国直集落を車で通りますと、道路脇にこの頃花園、きれいく整備されている方がいらっしゃるんですよ。それ、誰かなと思ったらですね、教育長ですよ。この暑いときに、じょうろを持って水をかけているわけですよ。あれ、水道もないところで大変だと思いますよ。教育長。それは1人でなさっているんですか。お一人でなさっているんですか、あそこは、花壇の整備は。

○教育長（農原弘久君）

集落の入り口、出口ですので、自分でやっております。

○2番（市田実孝君）

どうもありがとうございます。各集落の入り口、入り口、やっぱり花があって、草も生えないように。特に思勝とかは山端ですので、よくハブが出るんですよ。夜中に帰ってくると、タクシーの運転手が、カエルの横にハブがおったとかね。この間もそのQ u r u G u r uのところでハブを

捕まえましたよ、住民課長。なんか、捕まえたらしいですね。山から下りてきたんでしょう。それぐらい、やっぱり山の側ですので、子供たちの通学路にもなっているこのメイン道路ですね。集落の方々は、お年寄りは2か月に1回と言わず、草が生えたら整備をする。様子を見て、65歳からですね、老人クラブということで、私も今年から入らせていただきました。様子を見ておりますと、やっぱり70、80代の方がですね、こう地べたの草をこうかかったりですね、耕したりすると、やっぱり足腰が弱いもんだから、痛いわけですよ。そうして、お年寄りら、特に、こういう石とかですね、テーブルで座ったら、足腰も伸びるんだけど、草をかかったあとに、そこら辺の地べたでこう座って、お茶でも飲んでいると、立ち上がる時にですね、大変な苦勞をなさっている状況を目にしたときですね、これ、何とか村の方で予算を配慮していただけないかということで、早急にですね、もう、また1か月も経たんうちにまた作業やるわけですから。なんとかそれはお願いできないという形で、今回、急遽あげさせていただきましたので、配慮の方をお願いできないかということで、改めて答弁をいただきたいんですけども、よろしく。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

私も思勝集落の一員でございます。オリーブの会の皆様が神社前の花壇の整備を定期的に行っているというのは十分存じ上げております。ですので、先ほど、村長の答弁にもございましたように、どのような施設を集落として、そして、オリーブの会の皆様が、自分たちが使いやすい、どういう施設を希望されるのか、そういったことを確認を行いながら、整備に向けて、協議、検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

どうも、ありがとうございます。以上で、2番、市田実孝の質問を終わらせていただきます。

○議長（藏 正君）

これで、2番、市田実孝議員の一般質問を終わります。

暫く休憩いたします。13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時41分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（藏 正君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、奥田浩一議員に発言を許可いたします。

○1番（奥田浩一君）

皆さん、こんにちは。一般質問に入る前に、ちょっと、今、起きたことなんで、皆さんにも周知というか、報告で、ちょっと情報だけ与えたいんですけども。僕が持っているゆうちょのデビットカードがあるんですけども、そこになんか変なメールがいっぱい来るからなんでもかなと思ったら、やっぱり、今、テレビとかで話題になっている、要は乗っ取り詐欺みたいな、番号取られて。

それが、58円とか、120円とか、ものすごく少額だったんですよ。だから、あまり気にしない金額だったんで、僕もほったらかしにしていたんですけども、やっぱり確認したら、引き落としがあって、それもユーロとか、そういうのでなっているので、皆さんも一度確認して。もしかするとそういうことになっているかもしれないので、気を付けてください。

では、一般質問に移ります。

大和村内に有して、行政が関わる村営住宅、その他、教員住宅等について伺います。

1、募集住宅の情報は、役場ホームページには随時募集と謳われているが、実際、そのような募集がなされているのか。

2、空き家ラボと行政が協力して携わった村内の空き家の利用状況はどうなっているのか。

3、現在、村内に有する教員住宅の個数並びに利用状況は。

4、企画観光課が議会に承認を受け、購入した津名久の戸建て住宅はどのようなになっているのか。

5、宮古崎トンネルも完成し、奄美市内へのアクセスもよくなり、ベッドタウンとしても好立地な大和村に居住したい希望者が増えている中、住宅整備が追い付いていない状況だが、本村は本気で人口増加を望んでいるのかの5点を聞きたいと思います。

残りは自席にて質問します。よろしくお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの奥田浩一議員の御質問にお答えをいたします。質問の中での教員住宅の状況につきましては、後ほど教育長の方から答弁をさせていただきますので、そのほかの御質問について、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、住宅募集について、どのような募集がなされているかについてでございますが、新築住宅完成のほか、転居等により空室になった際は、引き渡し状態を確認の上で、入居に必要な対策を講じた上で、募集期間を設け、村の防災無線での周知と村のホームページでの周知を行い、対応している状況であります。また、この募集期間を過ぎての問い合わせがあった場合は、早急に次回公募期間を設け、周知に努めているところであります。

次に、空き家ラボと行政が協力して携わった村内の空き家利用状況につきましては、比較的状态のよい空き家の所有者から村に売却または賃借したいとの申し出があった物件に関しましては、その現況を確認し、住宅として再利用可能と判断された空き家については、リフォームをほどこし、村営住宅として活用することで良好な住生活環境を提供し、定住促進へ、その効果が発揮されているところであります。そのほか、再利用するには多額の経費を要すると、購入、賃借を見送った物件につきましては、空き家を所有者から借り上げ、入居者を募集し、賃借を行う空き家サブリースの取組を行っております。NPO法人奄美空き家ラボと令和6年2月14日に連携協定を締結し、その活用促進を図っております。空き家ラボとの連携によって取り扱いを行った実績につきましては、交渉物件数16件のうち、入居済み物件3件。集落は大金久、戸円、名音。入居募集物件1件、

集落は戸円。交渉中物件4件の計8件であります。この8件以外の物件につきましても、空き家に対するニーズがあることを知った所有者が直接入居者と契約する直接契約タイプを選択した物件が5件ございます。直接契約を選択された物件に関しましては、空き家ラボが契約までのサポートを無償で行っており、入居済み1件、交渉中1件となっているところでございます。そのほか、空き家ラボとのやり取りで所有する空き家の現状を知り、解体が行われた物件も1件ございます。このように、空き家の利活用及び除却が促進された空き家ラボとの連携は、少なからず定住促進や集落の生活環境改善の一助になっているものと考えております。

次に、企画観光課が議会に承認を受け購入した津名久の戸建て住宅はどうなっているかについてでございますが、当該住宅に関しましては、一部に改修の必要がありましたことから、売買契約締結後に設計委託業務を委託し、近いうちに改修業務を発注予定にしているところでございます。改修完了後には、議員の御質問にありますように、本村の課題である少子高齢化、人口減少対策を推進していかなければならない状況下においては、広く入居募集を行うことで、定住促進住宅として活用することにより、移住・定住のさらなる促進を図ってまいりたいと考えています。

次に、住宅整備が追い付いていない状況だが、本村は本気で人口増加を望んでいるのかについてでございますが、住宅整備につきましては、近年、定住促進住宅への申し込みが多く、起債事業を活用しての新築及び昨年度から奄振交付金を活用しての改修、借用住宅の整備推進を図っているところであります。令和元年度から令和6年度までの住宅整備実績といたしましては、建設、借り上げ、買い上げ、借り上げ住宅を含めると、6集落に、単身住宅、世帯向け住宅を合わせて14戸、戸数、住居を確保したところであります。また、今年度は単身世帯、世帯向け1世帯、併用型の住宅建設と借り上げ住宅3世帯の改修計画をしており、今後も住宅確保につきましては、計画的に進めていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

次に、教員住宅の戸数並びに利用状況につきましては、現在、8集落に22棟、35戸の教員住宅があり、そのうち3棟4戸につきましては、経過年数も40年以上であり、建物の老朽化が著しく危険なことから、取り壊しの方針であります。入居されている住宅につきましては、教員入居者が13戸、一般入居者が13戸となります。残る5戸の住宅につきましては、現在、1棟2戸を改修、修繕を行っている状況です。そのほかにつきましては、年度途中での教員配置等に備え、空室にしている状況であります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○1番（奥田浩一君）

説明、ありがとうございます。

では、1点目の募集住宅の情報は、村長の説明のとおり、空いて、また、募集をかけているというのは、もうもちろん僕も理解はしています。防災無線等で聞いていますので。ただ、ホームページには随時となっているんですよ。僕の、僕一人がそういう認識をしているのであれば、申し訳ないんですけども、僕の中での随時は、空き家が出ました。もちろん、村長の答弁のように、その改修をしたりハウスクリーニングを入れたりというのは分かるんですけども、今、僕がずっと見ている中では、大体まとめて、先ほども村長申し上げたように、今回、この分、募集します。もし、そのまた、何か、そういう空いている家ないですかというときには、次の募集。これ、次の募集というのは、果たしていつなのか。やっぱり借りたい、住みたいという人に、個人的な事情もあると思うんですけども、やっぱりみんな、せっかく大和村に住みたいと来てもらえるのであれば、やっぱりその辺は柔軟な対応で、例えば出る予定とかも、多分、分かると思います。行政の方では。あそこの住宅はいついつ出るような情報入っていますよとなれば、その辺も、不確かな情報を与えて、また、期待をさせるというのも、ちょっと申し訳ないと思うんですけども、やはりその辺は、本当に柔軟に。それで、僕、ちょっと個人的に、課長なんかにも尋ねたと思うんですけども、あそこ空いているのに、いつ募集するの。いや、ん、何て、分かります。仕事なんで。でも、やはり住みたい人、借りたい人の事情、背景もあるんで、その辺は早めに、早めに空室の募集を、情報を与えたりしてもらえたらどうかなというのが、希望です。その辺、どうでしょう。今後。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、ホームページの方には、随時募集というふうに記載されているのは、存じ上げております。実際、今年度に入りまして、まず、1回目の募集は、確かに、おっしゃるとおりですね、5棟、6戸数の、まとめて募集をかけたところ、2棟3戸数、これは新築の単身住宅も含め、含めてです、2棟3戸数が決定いたしました。そのほか、実際、3棟3戸数余っている状況の中で、確かに、まだ早急に募集をかけることも可能でございますけれども、6月にはいりまして、また2件、今、退去届けが出ている状況でもございますので、そこはまた、合わせて募集期間を設け、今、早急に募集をかけていきたいと思います。ただ、その募集期間の設け方も、これまでは2週間程度というのを、村ホームページにも載せておりましたが、そういった、確かに今回の募集期間、終わったあとですね、単身住宅の問い合わせが2件ほどございました。そういった実情も分かりながら、問い合わせがあった際には、次回、募集期間で、前回外れた方、例えば抽選等で外れた方へも、こちらからの方からも案内を出すなり、そういった形でも入居者募集のあり方も検討していきたい、協議して進めてもらいたいという思いのほか、また、分かりやすいホームページの掲載の仕方を対応していきたいというふうに思っております。

○1番（奥田浩一君）

御説明、ありがとうございます。僕は何言いたいかというのは、やはりもうちょっと柔軟な、もちろん、行政当局なんかも仕事のやり方とかね、方針とかもあるのは分かりますけれども、それは

そこの中の話で合って、住みたい人とかにはその辺は状況分からないんで、もう少し寄り添って、思い遣りのあるような対応。

もう一つ、ちょっとだけ、これ、確認なんですけれども、今、課長がおっしゃったように、以前の募集に外れた方で、その人の中にも切羽詰まってというか、その状況、その各家庭、各々の事情、あると思います。ただ、ちょっと僕は条例とかを見たときに、住宅管理の、その辺の募集に外れた方を優先的に入れる権限を村長が持っているようなことが書いてあります、一言。だから、その辺は、やっぱり村長もそういうの、しっかりその人たちを見て、この子なんか、この人たち、早めに入れてあげようというのがもしあれば、その辺、もちろんその村長一人の独断ではなく、皆さんにも確認をして、そういうような対応をとってもらいたいと思います。お願いします。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、村の条例の方にはですね、村営住宅、そして、定住促進住宅の中でも、抽選によりがたい実情がある場合には、やはり抽選に寄らない入居の選択の仕方があるというふうにございますので、確かにその実情においては、やはり皆さんにも説明ができる実情があれば、そういった形の対応も考えられるというふうに思いますので、また、募集のあり方も含めてですね、本当に、募集で外れたときも、こうこちらから案内できるような、そういった柔軟なやり方も、募集のあり方もありますので、また、設ける際には、募集期間を設ける際にはですね、少しでも前向きに取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○1番（奥田浩一君）

ありがとうございます。是非、そのように、みんな、魅力のある大和村に住みたい、いろんな子供たちも育てやすいというのも分かって、補助とか、本当に、大和村、結構、僕、個人的にもいっぱい聞くんですよ。すごいねって、大和村、すごいねって。だから、おいでおいでというけれども、やっぱりその住宅事情とかね、その辺もあるので、そう簡単には呼べない部分もあるんですけれども、是非、皆さんでそういう対応が、スピーディーで柔軟な対応ができるように、よろしくお願いします。

次に、空き家ラボと行政が協力して携わった村内の空き家の利用状況。先ほども村長からの答弁にもありましたけれども、これも、大和村役場のホームページに一応あるんですよ。そういうホームページの中が、あるんですけれども、あまり具体的とか、情報としてはものすごく、なにこれ、正直言います、というような案内の仕方なので、その辺で僕はこれ、今、どうなっているの。何棟携わって、何棟、人が住んでという。ゲストハウスとかも書かれていますけれども、その果たしてゲストハウス、僕は、これも僕はあくまでも個人の意見で、その捉え方とかいっぱいあると思うんですけれども、村に定住してほしい人のために、本来、目的はある。やっていることだと思うんですけど、そこに対して、ゲストハウス、言えば仕事ですよ、商売。それはそれでいいと思うんです。ただ、そうすると、そこに関連した商売ができる人は、ものすごく素敵な取組だと思うんですけど、やはりそうじゃない人からしたら、あれなんか、その空き家ラボ、空き家ラボでし

ように言っているけれども、ものすごくぴんと、こう、何と云えばいいのかな、取れない人は感が取れないんですよね。だから、その辺も丁寧な説明というか、窓口を大きくする分には、僕もいいと思います、敷居を低くして、皆さん、来られるというのは。ただ、もう少し、周知とか、今、内情、どうなっているのかとかは、もうちょっと具体的に、分かりやすいような説明をしてほしいというところで、僕はこれ、今回の一般質問させていただきますんで、だから、その辺の、具体的に何棟、村長から先ほど説明ありましたけれども、今、どういうふうになっておりまして、今、こういうふうに改修をしている。そこに対して、助成金を入れているのかとか、分かりにくいところも、やはり村民の皆さんには分かりやすい説明で、納得してもらえそうな丁寧な説明をした方が、僕はいいと思うので、その辺をちょっと伺いたくて聞きました。お願いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ホームページでの情報提供のあり方については、我々も今一度、空き家ラボ、先方の方と我々の担当者含めて、見せ方、出し方、より空き家を、自分の持っている空き家を使っていたきたい、そういう気持ちに所有者がなっていたいただけるような情報の提供のあり方というのは、再度、協議をさせていただきたいと考えております。その、今、活用されている物件で、2件、現在、ゲストハウスとして運用をされております。そちらの物件の方についてなんですが、やはり我々も当初の目的として、まずは集落の住生活環境の改善ということで、この空き家を活用。そして、改修に耐えられない空き家については、廃屋等解体助成金を活用していただいて、除却を進めていただくという方針で行っております。我々としては、やはり議員のおっしゃるように、移住・定住につながる、そして、域外、村外から入居をしてくださる方がいらっしゃるのが一番最善ではございます。しかしながら、所有者の方の御意向で、そういった形ではなく、ゲストハウスのような、そういう運営をしても構わないという所有者の了承が得られた場合については、そのような形で営業をしているというところでございます。我々としても、いわゆる宿泊施設が増えるということは、観光振興の一助になる。そして、村内での滞在時間が増えるということは、村内での消費、観光消費活動が促進されるということで、我々としても、その辺りは活用としてはいいのではないかというふうに考えているところであります。

○1番（奥田浩一君）

ありがとうございます。課長、僕が先ほど言ったね、空き家ラボなのにゲストハウスというのは、僕、別にそれが駄目というつもりで言ってないんです。そこだけは理解してください。それはなんでと言ったら、空き家ラボと言ったら、要はこの理解をする人によっては、空き家イコール人が住むというような発想の方が、多分、特に年寄りなんかは多いと思うんで、その辺をこう丁寧に、年寄りの皆さんとかにも分かりやすく説明してあげてくださいというつもりで、僕、言ったんで、何もそれをゲストハウスにするなよとか、そういうつもり、全然ないんです。僕も思っています。今、課長がおっしゃったみたいに。そこを初めて大和村に来て、ゲストハウスを利用して、こんなすばらしいところ、私も住みたい。例えばゲストハウスのオーナーさんが、実は僕たち、この

空き家ラボというのを利用して、こうやってゲストハウス、させてもらっているんですよ。その空き家ラボって何ですか。行政に尋ねて、こういった協力体制になっているんですよというので、どんどん話も広がって行って、この人たちが定住する。もう、それが一番、本来の目的が達成できると思っていますので、その辺だけは、変な勘違いしないで。ただ、それをやっぱり、せっかくホームページがあって、説明できる場があるんで、その辺はもうちょっと噛み砕いて、分かりやすい説明。例えば、そういう思いがあったりとか。その空き家ラボのホームページ、ありますよね。そこだけに、それをただ、そこを使うんじゃないくて、大和村の行政側、企画観光課としてはこういう思いで始めましたというの、ぐらいを、こう書いても、僕、いいと思うんで、そういうの、また、検討してみてください。よろしくお願いします。

次、村内にある教員住宅の戸数並びに利用状況のことなんですけれども、僕の家は、大和浜の奥の方の住宅、教員住宅があるところ、その下、空いていますよね。以前、いた先生が、宇検の方に行くということで。いろいろ、皆さんも聞いている人は聞いていると思うんですけれども、結局、いろんな何かがネックになって、本当だったら住みたいけれども、住めないというの、ありましたよね、以前。分かります。小宿の方に先生が行かれましたよね。あれは何先生だったっけ。

〔「〇〇先生じゃない」と呼ぶ者あり〕

〇〇先生。ここで個人名出すのもあれなんですけれども。いや、本当に大和村に住みたいんだ。水泳とかもあるし、子供もあれをしたいんだということもあったときに、結局、出て行かれて、次の先生が入る、それはまあ分からないけれども、そういう状況でいて、今、どんだけ空き家になっています。それだったら、それも条例の方に書いていますけれども、そこも村長の権限があって、例えば定借として、2年なら2年、1年なら1年、条件付きで貸せるというふうなことが謳っていますよね。その辺をね、もちろん、教育委員会の持ち物。大和村の持ち物。いろいろあると思いますよ。だからといって、ノーじゃなくて、できないじゃなくて、やはりみんなで、その辺はどうしたらクリアできるかというのを、僕、考えてほしいの。結局、実際、今、取り壊しをしないといけない、教育長からの説明もありましたけれども、実際、住める住宅は何戸あります。空いていて。今、空いています。今、空いている家が、住める状況でね、解体しないといけないのとは別で、住もうと思ったら住める部屋が、今、何戸、実際あるかな。それがどれぐらいの期間、空いているか、お願いします。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

教員住宅につきまして、現在、先ほど教育長の説明でもありましたが、1棟2戸は、今、改修中であります。現在、1年ほど空いている物件が1戸、2年、4年ですね、4年空いている物件が1戸あります。以上です。

○1番（奥田浩一君）

ありがとうございます。今、局長の方から説明があったとおり、この情報を例えば教育委員会だけじゃなくて、総務課筆頭にね、皆さん、共有されているのか。例えば、やっぱり管轄外だから、僕

なんか物が言えないとね、とかいうこともあるかと思います。でも、その辺は、やはり村長をリーダーにね、こうやって空いているのであれば、いや、こんな空けるぐらいだったら、家賃1万円でも、安くでもいいから、やっぱり僕はそれは貸すべきだと思います。遊ばせるぐらいなら。そこにきて、僕が言っている、その、先ほど先輩議員も言いましたけれども、住宅が足りない、どうしますというのをずっとやり取りしている中で、これだけ、今、4年空いている家、部屋も1戸あると。確かに、その転勤されてくる先生によっては、大和村に住みますという先生がいるというのも分かります。でも、現状、こうやって1年空いているところが1戸、4年空いているところが1戸。改修中が2戸となると、やっぱりその辺も、いや、これは教育委員会だから、これは行政、役場だからとかいう、そういう変な垣根とかね、そういう変な、そういうなんかルール。申し分けもないけれども、僕は持ち合わせていないんですよ。いや、もうなんか、いやあそこはあそこの人のごみだから、置いとけばみたい。それともちょっと違うかもしれないけれども、やっぱりそうやって住むことに困る人たちがいたら、それこそそのずっと、半永久じゃなくて、教員住宅に関しては、定借でもいいと思います。2年間、2年間は住めますけれども。また、そのあとにね、その2年住んでいる間に、例えばほかの村住が空いたときなんかは、そこに行けるようなルールを作っても、僕はいいと思います。そうすれば、次の先生が来たときに、スムーズに入れるとか。やっぱりなんでもかんでもこうだから、ああだから、これって無理だから。無理、無理なんは、言い訳幾らでもできる。それをクリアするために、みんなで協力して、やっぱり思い遣り持って、自分がその立場に置かれたらものすごく困ると思う。僕はここ、家がなくて困っているんですよとなったときに、あそこ空いているのにね。だから、やっぱりその辺は、やっぱり寄り添って、本当に。何でもそうだけれども、基本的にみんなもう思い遣りを持ってやれば、みんな揉めなくてもいいし、やっぱりああよかった、よかったと思うんで、その辺はちょっと、今一度ね、もっと教育委員会といろいろ総務課が、ほかの各課もみんなで話して、村長、副村長とかも、またアドバイスあげたり。こうすればできるかもとかね。そういうふうにアイデアをみんなで出し合ってやってほしいと思います。そうすれば、だって、先ほど言ったみたいに住宅建てる、建てる、建てないとかいう、今、あるものを利用できるんだったら、利用すればいいと思う。無理に何もしなくても。だから、その辺はもうちょっとみんなで連携をとって、やっぱり横のつながり、縦のつながり、いろんなつながりがあると思うんだけど、みんなで協力してやってもらえたら、僕は、ほかの村民も喜ぶと思うんで、是非、よろしくお願いします。もう、もう大丈夫ですよ。

次に移ります。次は、12月でしたかね。企画観光課長が一応、・・・ときに津名久の戸建ての家を。一応、そのときの目的、なぜそういうことになって、そういうことするのかと聞きましたけれども、別にもうここは、皆さん、情報を共有していると思うんで、そこまで、名前まで言って、言うつもりはないんですけども、もうどれぐらい経ちます、あの家、購入して。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

購入をしたのは、昨年の、購入の締結については、昨年の7月に売買契約の締結をしたというふ

うに記憶しております。そのあと、村長の答弁にもございましたように、一部、改修の必要性が生じたということで、その後、設計委託業務を発注をいたしまして、近いうちに改修業務の方を発注予定でございます。

○1番（奥田浩一君）

課長ね、僕はそのときもちょっとやかましく言ったと思うんですけども、買うこと自体に反対したわけじゃないんだけど、結局、そうやって議会に承認をとって、そういうふうな流れで行きましたよね。だけど、その本来の目的の人が住むわけでもなく、何なら工事も始まってない。買っても、今、聞いたら、締結したのは去年の7月。もう6月ですよ。もう1年経ちますよ、1年近く。はっきり言うと、何しているの、なのね、僕の気持ちは。いろんな諸事情があって、なっていると思うけれども、でも、僕ももうはっきりした性格だから、言わせてもらうけど、使用目的、住ませる人の目的が変わったんじゃないの。噂で聞いているけれども。それであれば、理由が変わったのであれば、議会にやっぱり報告があって然るべきだと思う。買い物するときに、あれ買ってくるからお金ちょうだい。なんでそんなら買うの。・・・買ってきました。なにこれ。こんなの買ってきたわけ、とかいう話になってくる。近くも遠くもないか分からないけれども。僕はそういうふうに感じています。何があったか分からないけれども、はっきり言ってもいいんだけど。要は目的が変わったわけでしょう。それならそれで、やっぱり議会なり、皆さんに報告すべきじゃないですか。どうでしょうかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今年の3月議会の全員協議会の場で、奥田議員の方からこの件について御指摘を、私は受けたところでございます。その後、我々も、当局内でもこの住宅の活用のあり方について検討を進めて、進めたところでございます。その進めた中で、先ほど、村長の答弁にもございましたように、定住促進住宅として活用するのが、移住・定住の促進、人口減少対策としては、最もいいのではないかと結論に至ったところでございます。その結論が出たあとに、確かに議員の御指摘の、御指摘にございますように、議会の方に丁寧な説明が不足していたということについては、我々も反省をしなければならないというふうに考えております。

○1番（奥田浩一君）

何て言えばいいのかな。だから、内々でね、分かっている人たち、何を秘密にしているか分からないけれども、そういうのでは、もう議会、僕からしたら、もう議会なんかいらんじゃないとまで、僕、言った。先輩なんかにね。こんな話、聞いている。いや、分からんよ。こんなも、なんかひんなやぶられてるんじゃない、議会なんかせんでもいいんじゃない。うったが勝手に決めればいいがねってというわん、わんと言ったらおかしいけれども、僕はそういうふうに思ったのね。なんのために承認に来たの。なんのためにお伺い立てに来て、賛成して、僕一人反対したけれども、賛成して決まりました。その用途が変わったり、目的が変わったり。前のハナハナの大和政策住宅のときでも、僕、言ったよね。聞いたと思う。委員会のときだっけ。全部、何か事後報告。実はこう

なって、こういうふうな話になりました。それは、当人なんかはそれでいいと思うよ。でも、結局議会がいて、村長がいて、二元代表制という意味、皆さん、分かっていますかとなるわけよ。別に村長と議会が喧嘩するためにあるんじゃないよ。一緒になって、同じ方向を向いて、村民のためにみんなの力、合わせて、助け合って、いい村にしようねって言っている中で、そんなこそこそこそされたら、僕は、僕、個人だけだと思う。何こんなの、やらんでいいんじゃない。ばかばかしい。一生懸命やっている、真面目に捉えている、僕一人で、ばかみたいとなってしまったのね。だから、僕はなったものをどうのこうのいうつもりもないけれども、今、今日、村長も答弁されたけれども、定住促進として住宅を募集をかけて、ちゃんと、公平公正にね、やるのであれば、そうしていただきたいし、それを早くしてほしい。もうやがて1年も経つし。津名久の人なんかも、やっぱり、あれどんな、誰が住むのかいと正直、なっています。やっぱりその辺が、そしてね、最初の目的で、やっぱり目的が最初違ったから、改修をそこまでかけるというの聞いたときに、僕も課長には言ったよね。それ、住めるよって。今、現状でも住めるよって。だけど、1回こう決めたからというので、これは進んでほしくないわけ。はっきり言うと。ほかの定住促進、村が買い上げた住宅なんかで、そこまで予算かけて、改修して、貸している定住促進、あります。実際。お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

担当課はいろいろと、皆さんに説明する中で、いろんな情報が交錯したと思います。我々も、それを、議会を無視してやっているわけじゃなくて、実際、家を準備するのが先だろうということがあったもんだから、まず、企画観光が、当初、議会の、理解を求めたんですけれども、やっぱり定住促進という以上は、我々が先走って物事を決めてはいかんというのは、それは当然のことですので、やっぱり公募をかけてやるべきだろうということで、我々も庁内で検討した中でもですね、今、今回、答弁をさせていただきました。それで、やっぱり家を、我々が購入した以上は、やっぱり長く住む家にしてもらわんといかんということで、造り方が昔の家みたいにしていたもんですから、この際、ちょうど奄振の交付金を補正で使えるということで、我々の予算を貰える要素があったもんですから、その奄振交付金の中で改修を一緒にしていこうということで、時期がずれてきたということも御理解いただければと思います。ですので、ほかの家もやっぱり住んでもらうために、やっぱりリフォームをして、しっかりその人たちがやっぱり環境整備をしっかりしないと、やっぱり長く住んでももらえないんじゃないかなということもありますので、我々はその中では、余り予算を少しはやっぱり充てながら、やっぱりその住環境の整備に努めていきたいというふうに思っておりますので、今回だけお金をかけてやるんじゃなくて、ほかの住宅も、購入した住宅も、リフォームするお金には、やっぱり金かけてですね、やっぱりそこに安心して住んでもらうという取組を、今後もしていきたいというふうに思っています。この件については、また皆さんに御理解いただきながら、我々はしっかり進めさせていただければと思っていますので、どうぞ、そのような形で御理解をいただければと思います。

○1 番（奥田浩一君）

村長、確認、確認です。今、村長が最初におっしゃった発言。定住促進として、言ったけれども、最初は違ったじゃないですか、説明が。僕はそこなのよ、確認したいのは。要は本来の目的、使用目的はね、その方を入れないといけないというのが始まりでなったものが、今、急にもう定住促進に、これからしたら、またする、それ、変わったみたい。その辺の報告を、やっぱり速やかにしないと、やっぱり勘違いを起こして、僕なんか、特にそういうの、本当、もう面倒くさい男なので、いやいや、違うじゃんと言っばり言うてしまうんですね。だから、その辺を、僕は嫌がらせるつもりで言っているんじゃないです。やっぱりそこは堂々と、こういうふうに、最初はそのつもりでやったけれども、ちょっと変わったから、その辺、ちょっと理解してね、みんなで話、もう1回、説明させて、来るべきと思っている。だから、そういうふうな、やっぱり行政側も、議会もそう、もちろん、議会のことをないがしろにしてとか思っていないけれども、やっぱりそういうのがあったら、僕、個人としてはまだ1年生議員だけれども、やっぱりそんなの、普通の会社じゃあり得ないことだから。やっぱりその辺はもうちょっとしっかりしてほしい。村長もやっぱり、僕は同じ集落の先輩だから、やっぱりそういうところも理解してこう説明を、やっぱり早目に、集落の人にもしてほしいし、そうしないとみんな、また役場ほら、なんか勝手になんかしているよとか言われると、今度、役場も信用なくなるんだから。それがまた、疑義になる。もう、あれなんかが。みんな、一緒にやろうと言っているのが、もうみんな、なんか揉め事、揉め事みたいなことばかりするから、もうそういうのを見ても、見たくないから、是非、その辺はもう一度、ちゃんとした説明をしてほしいです。議会を、議会を通して、また、村民にも。よろしくお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

その点について、我々も集落の住民がですね、村が購入したというのは皆さん知っていますので、その点では、機会を見つけて、しっかり住民に説明責任を果たしながら、しっかり公募をつのった中で、定住促進に活かしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○1 番（奥田浩一君）

是非、村長、よろしくお願いします。

では次、宮古崎トンネルも完成し、奄美市内へのアクセスも良くなり、ベッドタウンとしても好立地な大和村に居住したい希望者が増えている中、住宅整備が追い付いていない状況だが、本村は本気で人口増加を望んでいるかの点についてなんですけれども、先ほど、先輩の市田議員もおっしゃったように、もちろんその住宅ばかりを造ればいいって、僕も思っていない。ただ、その住宅があることによって、すぐ来れるフットワークの軽い人とか、例えば、それでも、いや、自分は戸建ての家がほしいんだ、造りたいんだというときに、やっぱり市田議員がおっしゃったみたいに、その土地を、例えば村長もおっしゃいましたけれども、奄美市の公社のようにですね、宅建を持っている、資格を持っている人を責任者において、そういう土地の売買とか契約とか、的なことができればいいと思うんですけれども、この一つだけ懸念しているのは、例えば、国直から今里までこ

の辺の土地、そういうふうな情報が役場の方に集まってきて、それこそ、空き家ラボさんと提携して、ネットに出したときに、今、問題の外国人とかにも情報がいつてしまうというね。そうしたら、向こうもばかじゃないから、日本人で買う。転売かけて、もうもう、内地なんかでよくあるし、島でも聞く話なんですけれども、だから、その辺のやり方、方法とかは、一番ベストな方法を試行錯誤しながらやらないとは思っているんですけれども、やはり、もう今、皆さんも名瀬行きますよね。村長なんかもみんな。名瀬、行くときに、やっぱりあのトンネルのおかげで、本当、大分楽になったと思いますよ。名瀬で仕事をしている人も、大和村だったら通えるのにとかやっぱり聞きます。だから、その中で、住宅整備と並行して、やっぱりその土地とか、その開発できる土地があれば、なおさら、こういう区画分けして、村としてね。以前、大先輩の奥田忠廣議員が言ったように、その、以前、戸建てを大和村で建ててみて、その辺、全部、いろんなアイディアを集約して、みんなでもっといいものというのを練って、知らせたりして、僕、できると思います。だから、その辺を本気で、やっぱり大和村、やっぱり人口をただ増やせばいいというふうには僕も思っていないんですけど、やはりその辺を、少しずつでも前に進んでいけば、大和村ってものすごく魅力のあるところって、僕の知り合いなんかも、龍郷の子なんかもいます。龍郷もばんばん行っているんだけど、いや、大和村の方がすごいよとか聞けば嬉しくもなるし、その辺、やっぱり魅力のある大和村なので、もっと、ただ人口を増やせばいいではないんですけれども、もうちょっと、自分は家があるから関係ない人もいると思います。家建てて、どっか土地あるんじゃないとか。だけど、そういう情報がない人たちは、やっぱり本当に困っているんで、やはりその辺も行政、もちろん議員も含め、みんなで協力しながら、情報の共有しながら、言いにくいこともあるかもしれないけれども、言いにくいとも、言いにくいことも言って、やっぱりやっていかないと、みんなで遠慮したり、勝手に先走ったり、こそこそしたりとかすると、もうみんなの輪がもう本当乱れていく。だから、そういうことじゃなくて、本当に大和村が人口、人口をただ増やすだけじゃないけれども、もうはっきり言うと、少子化、どうする。歯止めなんか効きませんよ。子供なんか生まれるわけでもない。老人も増えていって、老人ももう自然で亡くなったりもするけれども、どんどん人口も少なくなっていく中で、もう、本当、はっきり言うと、人の、人をこっちに呼んで移住させるとかというのが、やっぱり都会なんかでもなっていることなんで、大和村もただ人を呼べばいいということだけじゃないと、いろいろ問題も発生すると思うけれども、そういうのを含めながら、こうすばらしい村づくりとして。やっぱりこう、本気で1回、こう、大改革とまで言わないけれども、やっぱり大胆な、ちょっと大和村ベッドタウン計画的なのを、一つのビジョンとして、やっぱり大きいところとかを、住宅地を造ってみたい、新しい集落を造れとまでいわないんで、そういうふうなことをちょっと考えて、本当にこの家を建てる人のために、その分譲住宅地があるよとか、それをやってみてもいいんじゃないかなというふうには、僕も思いますので、是非、その辺は、どうなのかというのを、ちょっと何かほかにも策があるんでしたら、ちょっと教えていただきたいです。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃいますように、確かに宮古崎トンネルの効果というのは、非常に絶大であるというふうに私も感じております。自分が実生活の中でも、大変便利になったなというふうに感じているところで、やはり車で20分から30分、移動をするだけで、こんなに子育て環境に恵まれた場所。そして、家賃も名瀬の市街地に比べると、もう半額以下ぐらいの家賃の値段であるというところで、ベッドタウン化というのは、非常に私も以前から考えていたところでごさいます、非常に効果的な方針であるというふうには考えております。その中で、やはり住める場所というのを、確保していくというのは、やはり課題もごさいます。午前中の市田議員の御質問でもごさいましたように、やはりそれなりに村営の住宅を抱えますと、維持管理経費の増加であるとか、維持管理に係るマンパワーの、が取られてしまうと、そういった部分もごさいます。しかし、そういった中で、どういうふうに、この定住促進を進めていくのか。住居を確保していくのかというのは、各課、それぞれが持っているアイデアを終結するような形で取り組んでいくべきであろうというふうには考えております。宅地の御提供という部分などにつきましては、まずやれるところからというところで、午前中の村長の答弁にもごさいましたように、我々の廃屋等解体助成金を活用して、空き家の除却をされた跡地の活用について、所有者の方にその御意向を御確認させていただいて、売ってもいい、貸してもいいという情報を、我々の方も集めながら、そこに住宅を建設するのか。それとも、家を建てたいという方がいた場合に、御紹介をするのかと、そういったことを含めて考えていきたいというふうに思います。

○1番（奥田浩一君）

ありがとうございます。僕が、今、言ったのは、あくまでも、もちろん理想、そうあればいいなと思っていることなんで、取り急ぎ、すぐ取り掛かってやるとか、僕はそういうふうには思っていないかもしれませんけれども、是非、そういうふうな気持ちで、大和村、やっぱり人口もどんどん減ってきて、住宅のその維持管理とかも、もちろん、いろんな、もう山積している問題の中で、何から先に優先順位を決めていくべきかというのも、また、当局の方もいろいろ考えないといけないと思うんですけども、また、そういうところで、いろんな人の、やっぱり村民の中にも、いろんな知識を持った有識者とかもいると思うんで、みんなでやっぱり話し合って、偏った考えとかじゃなくて、みんなに幅広く、こういう考え方もあるね、こういうやり方があるんだとか、やっぱりみんなで共有をしながら、情報を、是非、いい村づくりになるように、是非、頑張ってほしいと思います。よろしくをお願いします。以上で終わります。

○議長（藏 正君）

これで、1番、奥田浩一議員の一般質問を終わります。

次に、7番、勝山浩平議員に発言を許可いたします。

○7番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。勝山浩平です。質問に入る前に、先日、地元紙にて心温まる記事を拝見

いたしました。大和の園の入所者5名が地元の集落を訪れ、旧友と再会し涙を流して喜んだという内容でした。この取組は名音集落の支え合いグループ名音ティダの会の皆さんと大和の園の職員の皆さんの企画によるものと、とのこと。施設の入居者がかつて暮らした集落を尋ね、地域との触れ合いを通じて心身機能の維持、向上を目指す、逆デイサービスと名付けられたこの取組に深い感銘を受けました。特に自分の島、集落は何物にも代えがたい安らぐ居場所という名音ティダの会代表重野弘乃さんの言葉には、本村が進めようとしている集落長屋構想の理念、即ち住み慣れた地域で最後まで思いが重なっているものと感じました。このようなすばらしい取組を実現をされた、名音集落の名音ティダの会の皆さん、そして、大和の園の職員の皆様に心より敬意を表します。

それでは、質問に移ります。

子供の習い事助成制度の創設を求めて。村内の子育て世代から、子供の習い事に対する経済的支援を求める声が根強く寄せられております。本村の第3期子ども子育て支援事業計画には、子供や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子供が夢と希望を持って健やかに安心して暮らすことのできる村の実現が掲げられていますが、その実現に向けて、全ての子供たちが平等に、多様な学びや経験を積むことができるよう、スポーツ、芸術、学習などに対して、費用助成制度を創設できないのか、お尋ねいたします。

5月に開催されました子ども劇場、県子ども芸術祭典は子供たちの文化、芸術、芸術体験の機会として大変好評だったと聞いております。しかし、その一方で、チケット代が多子世帯などにとって大きな負担であったとの声もあります。文化、芸術や遊びの体験を通じて、子供と親がともに育ちあえる環境を整えるためにも、次の参加費について、料金負担の軽減策を講じることはできないでしょうか。

次に、集落老人クラブへの活動助成金の拡充を求めて。老人クラブは高齢者が地域で生きがいや健康を維持するための大切な拠点ですが、集落によっては資金不足により、活動が制限されているという声が複数の関係者からあがっております。村の施政方針では、全ての世代が幸せに年齢を重ねる、幸せな年と書いて幸齢社会の実現を掲げていますが、その理念を現実のものとするためにも、各集落の老人クラブ活動に対する助成金の拡充を検討していただけないでしょうか。また、先日開催されました老人クラブ連合会の総会にて、活動費不足について尋ねたところ、意見は出なかったと伺っておりますが、よろしければその際の報告までお願いをいたします。

次に、村長交際費の情報公開を求めて。村民から村長交際費の使途について、関心が寄せられることがあります。交際費は行政の円滑な運営に必要な部分もありますが、その透明性が確保されていなければ、不信を招く恐れもあります。村政への信頼と理解を深めるためにも、支出基準、公開基準を明確にして、村長交際費の使途を定期的に公開する制度の導入を検討していただけないでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の中の、子供の習い事助成制度の創設を求めるとの中にございます、子ども劇場に関する御質問につきましては、後ほど教育長の方から答弁をさせていただき、そのほかの御質問に対して、答弁をさせていただきます。

まず、スポーツ、芸術、学習などの習い事に対して、費用助成制度創設についての御質問でございますが、本村では令和7年3月に第3期大和村子ども子育て支援事業計画を令和7年度から令和11年度までの5か年計画で策定をしまして、基本目標といたしましては、一つ、安心して生み育てる環境づくり。二つ、子供の健やかな成長のための教育環境の整備。三つ、様々な環境で育つ子供の健やかな成長。四つ、子育てを応援する環境づくり。この四つを定めて、施策の展開を図っているところでもございます。そうしたことから、本村の独自の経済的支援策としましては、出産につきましては、第1子出産時に20万円、第2子に30万円、第3子以降に50万円の祝い金の贈呈。0歳から6歳以下の未就学児につきましては、育児助成金として月々5,000円の助成。保育料の無償化の実施、また、小学校から中学校の保護者に対しましては、給食費や就学等に係る幅広い養育費用の負担軽減策としまして、小学生1人につき年間3万5,000円。中学生に1人につき年間5万円の育成助成金の支給。さらには、高校生通学バス助成金。専門学校通学助成金。大学、短大、専門学校に進学する生徒につきましては、奨学金及び入学準備金の無利子貸付。奨学貸付、奨学資金及び入学準備金に対しての返還助成制度の導入など、本村では子育てをする当事者に寄り添いながら、産まれたときから切れ目のない経済的支援を行っているところでもございます。また、村独自のこれらの支援策のほかには、令和6年10月から所得制限が撤廃され、高校生までと支給対象が広がった月々1万円から3万円の児童手当。妊婦のための支援給付金として、妊娠時に5万円と、胎児数に合わせて、それぞれ5万円の支給。さらには、令和7年4月からは18歳到達後の最初の3月31日までの、子供に係る医療費の窓口負担もなくなっております。これらのことから、子ども子育て支援に対する助成金等の経済的支援につきましては、十分に対策が講じられているのではないかと考えております。習い事に通わせるのは、各世帯、個人個人の思いや希望であると考えておりますので、習い事につきましては、現在ある様々な制度を有効活用していただきながら、子供たちの学びへ生かしていただければと思っておりますので、新たな助成制度については、現在のところ、考えていないところでございます。

次に、2点目の、集落老人クラブへの活動助成金の拡充についての御質問でございますが、村全体の老人クラブ運営としましては、村から老人クラブ連合会へ年間100万円の補助を受けて、保健福祉課内に事務局を置き、自主運営を行っているところであります。内訳としましては、これまで、平成22年度から令和5年度までは、10の各集落老人クラブへ年間3万円の助成を行っていましたが、令和6年度より5,000円増額いたしまして、年間3万5,000円の助成を行っております。残りの65万円につきましては、村老人クラブ連合会としましての、北大島スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、芸能発表会などの活動費、また、研修会の旅費に充てているところであり、その助成

金の配分につきましては、村老人クラブ連合会へ一任をしているところであります。先日6月3日に村老人クラブ連合会総会が開催されましたが、その中で、各集落の老人クラブの運営に関しての活動資金について、御意見を伺ったところ、村からの助成金のほかに、各集落老人クラブによりまし、よっては、会員からの年会費や集落行事からの配当金、さらには個人からの香典返しなどもあり、年間活動費につきましても、村の助成金にて運営ができていることの、ことであります。また、毎月行われております老人会も参加者が会費を出し合いながら、定例会を開催している集落もございました。そのようなことから、助成金の拡充につきましては、今のところ、考えていないところであります。

次に、3点目の、村長交際費の情報公開についての御質問でございますが、まず、交際費とは、一般的に地方公共団体の長、その他の機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算課目から支出させる、支出される経費でございます。交際費の支出につきましては、地方自治法第232条の3及び同条の4並びに5の規定が適応されますが、支出負担行為のあり方や支出方法のみの規定であり、その性質上から、近年では各自治体において、交際費の支出基準、若しくは支出基準に関する要綱等を策定し、公表に関する規定等を設ける自治体もあると認識はしているところでございます。現在、大和村におきましては、このような基準、要綱等を設けていないところではございますが、鹿児島県内の自治体での取組を参考にさせていただき、今後、協議を進めさせていただきながら、制度構築に向けて取組をさせていただければというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

私の方から、子ども劇場開催に際し、負担軽減策を講じることはできないか。そのことについての御質問にお答えいたします。鹿児島県子ども芸術祭典の一環として、同実行委員会が主催し、令和7年度で35回目を迎えました。本村といたしましては、平成16年から旧中央公民館にて、大和村祭典実行委員会が事務局となり、開催をはじめ、翌平成17年大和村文化協会からの助成金として1万5,000円の助成を始めました。平成22年度は奄美豪雨災害のため、開催できませんでしたが、平成23年からは助成金を10万円、令和2年から令和4年につきましては、コロナ禍のため開催できませんでした。令和5年から助成額を15万円に引き上げております。過去には協賛企業様からの助成をいただきながら開催している状況です。文化、芸術を親子で体験できる貴重な機会でもありますので、助成を継続的に行っていきたいと思っております。入場料につきましては、開催当初から1人1,000円となっております。いままで入場料についての要望等は聞いておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、令和5年から15万円の助成を始めたばかりですので、今後の状況を見極めていきたいと思っております。これまでの大和村祭典実行委員会の取組につきましては、仕事や家庭もある中での活動に感謝しつつ、今後につきましても支援を継続していきたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○7番（勝山浩平君）

習い事助成について、大変、僕、残念に感じましたね。私たちには、そういった世帯から、声が届くんですけれども、皆さんには届いていないのか。私がこれまで何回かこのことを質問しているので、また、3月、4月、大和中学校、また、小学校のいろいろ行事で、保護者とかかわるときが多かったです。これまでと違って、別な保護者からも、習い事の助成をしてほしいという声が多くて、今回も一般質問させてもらいますけれども、したけれども、同じような答弁でしたね。今、村内で塾や習い事をしている未就学児から高校生までの数、状況等を把握をしておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

保健福祉課の方ですね、第3期子ども子育て支援事業計画の中で、アンケート調査をいたしまして、未就学児と小学生の習い事についての人数については把握しておりますが、中学校、高校生については、今のところ、把握していないところでございます。その中でですね、未就学児、そのアンケート調査に配布した件数、件数、世帯数ですね、47件ございまして、回答があったのが42件、これ、未就学児です。その中でですね、未就学児で習い事をしているというのが14世帯、14件ありました。次に、小学生児につきましては、配布を、アンケートの配布を44件しまして、38件、回答がきております。そのうちで習い事をしているというのが24件、24世帯あったところでございます。以上です。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

中学生につきましては、県の調査におきまして、令和5年まで調査があります。学習塾のみ、学習塾だけの生徒が3名、稽古事だけが2名、その両方やられている方が1名という調査結果となっております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

第3次、第3期子育て計画において、ニーズ調査、アンケートを行っておりますけれども、このアンケート内容の確認。先ほど、説明していただきましたが、やはり幹部の皆さんは全員このようなアンケートの内容の確認等はしておりますか。目を通しておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

第3期子育て、この第3期大和村子ども子育て支援事業計画につきましては、皆さん、課長の管理職の方には配布しております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

お金を投じて、アンケート調査で集めた貴重なデータ。今後の政策に反映していく、活用していくべきだと考えますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

やはりこういった形でですね、第3期の子ども子育て支援事業計画、策定した以上はですね、今

後、こういった形で、いろんなところで会議を持ちまして、いろんな内容が議論されて、今後、5年間にわたり、令和7年度から11年度にわたり、いろんなやっぱりそういった子ども子育てに関しての、やっぱり事業、計画、あとは中身については、今後、こういった形の策定したものは活かしていきたいと考えております。

○7番（勝山浩平君）

課長から先ほど説明いただきましたように、習い事している世帯、子供、結構多いんですね。同じ調査の中のアンケート結果で、前回、5年前と比べて、小学校低学年、前回、28.6%。今回の結果、33.3%、増えています。高学年、小学校、4年生から6年生、前回28.6%。今回、38.1%。増えています。子供と親の習い事等に対する意識の高まりだと考えます。未就学児、説明いただきましたが、習い事、塾に通っている子、14件、33.3%ですね。していない、未就学児で習い事を現在していない中で、84%の方々は習い事をさせたいと答えています。では、その未就学児の保護者、小学校の高学年、4年生から6年生になったら望む放課後の過ごし方、習い事をしてほしいというのが61.5%、小学校低学年、1年から3年、望む放課後の過ごし方、習い事をしてほしい、60%、小学校全体、1年から6年、習い事をしている方63.2%、先ほど、説明いただきました。していない方の38.5%は習い事をさせたいとアンケートで答えています。この数字の増加、アンケートの結果、増えているように私は感じますけれども、先ほども申し上げましたが、子供とその保護者の塾や習い事に対する需要の高まりの証ではない、ない、ないでしょうか。そのように感じませんか、数字を見て。

○保健福祉課長（前田逸人君）

勝山議員がおっしゃるとおり、習い事については、保護者も方もすごい関心を持たれてですね、そういった形でデータの中でも確かに前回の第2期子ども子育て支援、支援事業計画につきまして、に比べると、習い事に習わせたいという、保護者の方は、若干、読んで、資料を見ますと、若干増えております。増えておりますけれども、そういった形で増えておりますけれども、習い事をさせたいという意見はあるんですが、その中でも、やっぱりその、させたいけれどもできない理由というのが、資料の中でありまして、そこは子供がやりたくないからとか、家の近くに塾がないこととか、必要性を感じないこととか、未就学児はあります。その中にもですね、なんと小学生の中でも、結局は家の近くに塾、塾が、習い事がないからとかいう意見が結構ありまして、習い事のそのすごい関心は分かるんですけれども、やっぱりそういった今の現場の状況を、そういった形、考えれば、まだ塾というのは、まだ保護者の方は思いがあるんですけれども、行けないというのが、そういったのがあると思います。そう思っております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

塾が近くにないから、ネット塾もしておりますよね。今回、複数の保護者が言ってきたのが、塾がないから通信教育をやらしたと。立派な習い事です。今年の5月にNPO法人が全国で習い事の全国調査をしております、結果、全国では塾や習い事、62%ほどやっております。ですが、所

得が低いとか、300万未満、7割、やっておりますでした、習い事。経済的要因が子供の体験格差に影響を与えるという分析をされておりました。鹿児島県の2023年の子ども調査、貧困と学習の調査の結果、鹿児島大学の教授がコメントを出しておりますが、収入の差は学力、経験の格差につながる。奨学金があっても、その前段階で不平等な情緒、状況であることを踏まえた手立てが必要。不平等な状況というのは、経済的な格差です。だから、子供に教育、習い事もさせられないという方がいるということですが、でしたら、本村で経済的要因で習い事させたいんだけど、させられないという方がおりますか。未就学児から高校までの間で。

○保健福祉課長（前田逸人君）

データの中に、いろいろな子ども子育て支援事業の中にですね、データがあるんですけども、その中にですね、経済的余裕がないという方が、中に、未就学児の方では21件中3件、経済的な余裕がないというアンケート調査からあります。そうですね、それから、小学生、ちょっとデータの話します。小学生の中では経済的な余裕がない、これ、アンケートです、経済的な余裕がないという方はいらっしゃるという、アンケート結果の基に、そういった方が、アンケートを基にですね、という結果が出ております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

未就学児で3件。3件をどう見るのかなんですけども、私たちのこういった小さな村で3件もあるとみるべきなのか。3件の方々が経済的理由で習い事をさせられないという状況が現にありますけれども、どう受け止めますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

3件、21件中3件と言われて、少なくないとは申しようがないと思います。やはりそういった意見が、中にはいらっしゃるというのは、やっぱり理解していきたいと思っております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

理解してもらいたいわけではなくて、実際、たまに保護者の声であるのが、だから助けてほしいという声なんです。3件かもしれません。遠慮して答えてないから、もっというかもしれません。多子世帯とか、特にですよ。

塾などの習い事はですね、学力の向上に効果があると考えますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

やはりそうやって習い事をするというのは、学力の向上には確かにあると思っております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

これは、本村の学力の状況ですね。総合振興計画の数字です。全国の学力、全国学力試験、鹿児島学習定着度試験の数字がありましたが、結果ですよ、全国学力、小学校6年、国語と算数の活用問題、全国平均以下。中3、算数の基礎問題、平均以下。県の学習度調査、学習定着度調査、中1、国語と英語、平均以下。中2、国語と英語、平均を大きく下回る。総合振興計画の目標。その

ことに関してですね、ともに平均以上を目標としております。総合の調査で。習い事の助成、習い事、塾や習い事が学習の能力の向上に資すると思うんでしたら、学習、塾や習い事への助成。お金がなくてできない人も、3人、分かっている分だけでも。もう一度、検討するべきではありませんか。そのことが、保護者の子供の思いにも答えますし、将来的にはこういった学力調査にも反映されます。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、議員の質問の中にありますように、やはり我々が目指すところはそこにあると思っています。そしてまた、実際、村民の考えがアンケート、アンケートに示されているものだと思っています。しかしながら、我々もこれまでいろんな施策を講じながら、子育てしやすい環境ということで、助成金制度をつくり上げてきました。その中で申し上げれば、私なんか、今、考えていないと申し上げたのは、やっぱりこの助成金をそれぞれの家庭内で上手く子供のために使ってもらうために、我々はその制度を一つ一つ、やってきたと思っています。そういう中で申しますと、今現在、中学校のネット塾の申し込みが全然少なくて、我々もなっている中では、小学校の学力がどうあるべきかということも、今、ちょっと今、我々も考えているところであります。ただ、中学に上がったらず塾に行かせたら学力が上がるのかと、我々は単純に最初はそう思っていましたけれども、やっぱり子供のやる気度では全然変わってくるということも、我々は、そういう評価をしていますけれども、みんながみんな、そうでないためには、やっぱり小さいうちから、やっぱり勉強とかいろんなものに取り組んでいくことは大事な事だというふうには、このアンケートを総合的に判断するとそういうことで、我々も思っていますけれども、やっぱり村民の、その子育てしている人たちが、やっぱり子供をどう育てたいんだという中でですね、考えていければですね、この助成金を、私は上手く活用していただけるのかなという、我々はちょっと、今の制度が、ほかの市町村にない制度を、我々はつくってあげていると思っていますので、その制度を上手く活用していただくことが、まず大事じゃないかなと。それで、ステップアップして、塾を、高学年になってきたら、塾を受けたいとかという、また、意見が出てきたときには、我々としても、そういう段階で取組をいろいろ考えていければというふうに思っておりますので、このアンケート調査を全く我々は考えていないということじゃありませんので、本当に、議員のおっしゃるとおり、やっぱりこの保護者の意見というのは大事だと思っております。その点については、我々もまた、庁内でこの検証をしながら、どういう形で子育ての、習い事じゃなくても、学ぶ姿勢をいかにつくり出すかというところは、教育委員会とも、我々も協議をさせていただきながら、進めさせていただければと思いますので、そのように御理解をいただければと思います。

○7番（勝山浩平君）

今、あがりましたネット塾ですね。利用者が減っているということで、今年度から全学年、中1から中3、対象に実施をしておりますが、奄振交付金と一般財源で運営をしておりますけれども、初日の専決でこのネット塾の予算を252万、減額しましたよね。利用者がいないから実践とい

うことで、担当課長に伺うと、この余ったお金は奄振交付金なので返さないといけないかなと思っ
たら、奄振交付金に申請をしている事業であれば流用ができますよということでした。ネット塾の
こういったのを見ながら、もし、減額なるようでしたら、習い事助成も奄振交付金の計画に組み入
れて、余った予算を流用するとか、村長、おっしゃいましたけれども、小学校、小さい頃からの教
育が大切だと。中学校だけではなくて。そのような思いがあるのでしたら、そういった活用の仕方
というの、検討するべきではありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、この離島に置かれた条件不利性というところが、ネット塾ということで交付金として認
められましたので、やっぱり今の時代に合った、やっぱり学ぶ環境というのは必要だと思ってい
ます。それに加えて、今、実際、奄美では大和村が交付金で、今、先駆けてやっておりますので、
それに我々が、さっき言った予算枠がある中で増やしていけるように、我々も、また、検討させて
いただければと思います。

○7番（勝山浩平君）

第3期の子ども子育て計画にですね、当事者に寄り添う政策をうっていくと記してあるんですも
ん。保護者はアンケートの数字を見ても分かるように、習い事、させたいんですよ。そういった子
供や保護者には、寄り添った、言葉だけじゃなくてね、中身で寄り添った政策を行ってもらいたい
と思います。

子ども劇場ですね。参加者、もうすごい熱心な方がいて、保護者、調べているんです。宇検村は
無料でした。村もいままで助成はしてきました、拡充もしてきました。よく分かります。ですが、
全員にではなくて、多子世帯。子供が1人いて、お父さん、お母さん、一緒に参加して3,000円で
すよね、チケット1,000円ですから。ですが、今回は家族でみんな出たいんだけど、ちょっと
余裕がないから、お母さんで行って来てねという家庭が実際あったんで。子供と親と一緒に学べる
場というのを謳っていますよね、こんな計画の中で。それを叶えるためにも、全員にじゃないんで
すよ。子供が多い世帯、その家庭に対しての助成を検討できないでしょうかということなんです。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

現在、私どもは村の祭典実行委員会の方に活動助成ということで助成している状況です。この実
行委員会の方ですね、そういった世帯、多子世帯が、には幾らとかというのは、まだ、実際行わ
れていないので、私どもとしては、その祭典実行委員会の活動の助成ということでお渡ししていま
すので、まずはそちらで揉んでいただけたらなというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

助成を出している立場として、この実行委員会に、今年、そのような声が聞こえましたよと伝え
てもらって、実行委員会で1回協議をしてはどうかというような提案はできませんか。お金を出し
ている立場として。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

こちらから声を掛けるということですか。

○7番（勝山浩平君）

はい。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

昨今のその物価高騰であったり、出演料のこととか、移動費増額等も考えられますので、一応、そういったのも含めてですね、実行委員会の方と協議をしていきたいと思います。

○7番（勝山浩平君）

お願いします。

老人クラブですね、ちょっと答弁、前もってのヒアリングでのびっくりしたんですけれども、経緯があってですね、集落、地元の集落の総会で、地元の老人クラブが活動費が足りないからトイレ掃除をさせてくれという話が出たんですよ。ただ、集落の総会の中で、集落ももちろん助成をしています。では一度、村に相談してみたらということ、総会で出たので、相談をさせてもらいました。中井議員もよく御存知だと思いますけれども。担当者に相談をしましたら、実は名音だけではなくて、複数の集落から活動費が足りないという声が上がっていますよということを聞いて、今回、質問をさせてもらいました。連合会の総会の中で聞いたということでもありますので、もしかしたら、本当はそうじゃないんですけども、遠慮して発言、やりにくかった方もいるかもしれませんので、もう一度、個別にでも、そういった話を聞くような場を設けることはできませんか。機会を設けることはできませんか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

改めて、そういった形で皆様の単老の会長さんと呼ぶというのは、ちょっとすぐすぐ、そういった形はできないと思うんですけれども、また、どういった形になるか分からないですけれども、単老の老連の総会があったときにですね、また、再度確認したいと思います。以上です。

○7番（勝山浩平君）

場を設ける、すいません、機会がいいですよ。電話でも聞いていただいて。それか、若しくはまた個別に、集落の老人会の会長から相談があったときには、丁寧に対応していただだけませんか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

そのとき、もしかしたらこの前も老連の総会のときに言いづらかった点があったかもしれませんが、もう1回、再度、確認してみます。

○7番（勝山浩平君）

お願いします。

村長交際費ですね。指針をつくることを進めていくということでありましたけれども、これは公開もしていくという予定なんでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

村長の答弁にもございましたが、やはりその支出基準をつくった上で、公表の要綱等、そういつ

たところも、鹿児島県内の自治体、現在、第1法規を使っている、システムを使っている自治体で八つ、8の自治体、その他の自治体もあるようでございますので、そういったところを参考にしてですね、公表もやっていきたいというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

今、当初予算ベースでは交際費150万ですけれども、以前はもっとありましたよね。奥田忠廣議員が委員会の中で、あんまり多いんじゃないのというような質疑をされて、それから150万に収まりましたが、これまでの予算の中で最高額は幾らありましたか。また、使った決算額、実績額では、最高額は幾らになりますか。

○総務課長（政村勇二君）

この村長交際費におきましては、まず、当初予算ベースでいきますと、令和元年、そして、令和2年度、300万でございました。これは、令和30年、失礼しました、平成30年から令和元年に関しましては、鹿児島県の町村会の会長をされているときでございまして、実績といたしまして、最高額は令和元年の313万円となっているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

村長交際費の財源は何でしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

財源は単独費でございます。

○7番（勝山浩平君）

本村の文書取扱規定の中で、領収書などの伝票の保存期間は何年でしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ございません。領収書等のちょっと保存期間まで把握していないところではございますけれども、伝票自体は10年だったというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

領収書がない交際費というのがありますか。

○総務課長（政村勇二君）

領収書のない交際費と言いますと、慶弔費と言われる、慶祝費ですね、言われる、郷友会等におけるもの、・・・金であったり、弔慰金、有識者、有識者と言いますか、関係の他の自治体における花代であったり、そういったところでの弔慰金としては領収書がないところでもあるようでございます。

○7番（勝山浩平君）

それ以外ではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

それ以外ではないという認識でございます。

○7番（勝山浩平君）

交際費、円滑な行政運営のために必要なんですよね。よく分かりますが、その交際費の対象が村民や職員や、私たち議会議員だったことはありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

その交際費と言いますのは、どうしても、必ずその領収書をいただくものでございまして、先ほど言いましたその弔慰金と慶祝費の、以外はですね、そういった中では、支払先は、全て、その職員とかという支払いはやっていないところでございます。

○7番（勝山浩平君）

交際費、会食もあると思いますよね、打ち合わせですから。その会食の対象が村民、職員、議員ということ、ありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

これは、基本的には対外的に接する人たちとの、私たちは支出ができるものだというふうに認識しておりますので、個人の名前は言えませんが、やっぱり国・県、そういう関係する議員の皆さんとかという、村内、外、村の議員じゃなくて、やっぱり県議とか国会議員とかという関わりの中での支出がなされて、していたというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

村民とか職員とか議会議員とか、ないことはないということですかね。

○村長（伊集院 幼君）

それはなかったと思います。

○7番（勝山浩平君）

本村の情報公開条例に基づいて、住民が開示請求をした場合、開示をしなければいけませんけれども、住民がその領収書のついた伝票を見て、目的とか、誰と会食をしたのかとか、そういったものが分かる内容になっておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

その領収書の内容でございしますが、個人名までは載っておりません。実際、使った会合における支払い先の領収書となっているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

伝票、領収書のついている伝票には、会合名は記載はあるんですか。

○総務課長（政村勇二君）

この交際費におきましては、資金前渡で支払いしている中で、その伝票には必ず会合名とか、そういったもので資金前渡されるかという、伝票の方の記載がございます。

○村長（伊集院 幼君）

補足して申し上げれば、その会合で領収書が発行する場合と、発行されない場合とか、それと、その面、その関係者と、やはり縁が、それから、そのあと1次会が終わると2次会まで行くという場合もありますので、そういう形で、我々は交流を、情報交換をしながら、私たち村のため、ま

た、職員の業務がスムーズにいくためのものだということで、我々は認識をして、交際費を活用させていただいたところでございます。

○7番（勝山浩平君）

職員の皆さんは条例に基づいて、出張復命書、出さなければいけない。議会議員は、根拠はないんですけれども、税金を使っているので、出張復命書を出しておりますけれども、村長が出張に行かれるときに、出張復命書は提出をされているんですか。

○村長（伊集院 幼君）

私も復命書を作っております。その中で、その日の何時から懇談があったということまでは、詳細はありませんけれども、その項目だけは、復命書の中に入れさせてもらっています。

○7番（勝山浩平君）

参考までに、これから基準をつくっていくということでしたから、自治体によっては、取扱要領をつくってですね、飲食の相手方の職名等を必ず記載する内容でつくっている自治体もありますので、そういったオープンな先例を参考にしてつくってもらいたいと思いますが、これ、村長交際費の開示ですね。同僚議員の中にも何に使っているのか気になっている方もいますので、議会に対して開示はできませんか。

○村長（伊集院 幼君）

我々も監査員というのがいる中で、これまで監査員の皆さん、そしてまた、予算、決算で議会の皆さんに予算の内容を、私たちはチェックを受けているというふうに認識をしておりますので、その中で、御指摘のとおり、予算が多かったりとか、そういう場面もございましたが、我々もしっかり、明確にできるように、その村長交際費については支出をしなければならないというふうに思っております。これは、皆さんに示せるというか、これまで監査をしていただいた方々もおりますので、私の方から、それを一概にどうということは、今、この回答は申し上げられませんが、これからしっかり我々としてはお示しできるように、要綱を決めて、手続きが踏めるようにしていきたいというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

直近の年度でよろしいですけれども、いろんな使い方があると思うんですよね。お祝い、悔やみとか、弔意、贈答、お土産、贈答品、会費。2次会等も先ほどありましたけれども、どれぐらいの割合で使われていますか。その目的別。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度の実績でございますが、先の専決の方で30万円ほど落としておりますので、当初、150万でございました。実績といたしまして、120万でありますけれども、まず、会費等におきましては、22万9,000円、約19%。意見交換を伴う懇談会といたしまして、61万8,000円、51.5%。そのほか、弔意、慶祝、贈答などを含めると、35万3,000円の29.4%というふうになっているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

懇談会の61万。懇談会の内容をもう少し具体的にお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

ここで今、はっきりは申し上げられませんが、やはり会費よりも、いって見ると懇談会という場面になりますと、やはり人数が増えてくる場合もあって、ちょっと金額がかさんでいるのかなというふうに思っています。これは全然、相手から会費を取っている、取っていないわけではありませので、会費を抑えながら、応分の負担を村でさせていただいているということで、交際費の半分ぐらいが2次会費の負担にかさんでいるのかなというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

2次会とか懇談会、出ましたけれども、2次会の会場というのは、スナックとかクラブとかBARとかになっているんですか。

○村長（伊集院 幼君）

これはもう、一般的に言うスナックがほとんどでございます。

○7番（勝山浩平君）

先ほど、開示請求とか住民監査とか申し上げましたけれども、基本的に調べてもらったら分かると思いますけれども、交際費、2次会に使ったら駄目なんですよ。交際費を使う場所として、スナック、BAR、クラブは、裁判の判決があるほど駄目なんですよ。違法なんです。平成10年の判決もありまして、2次会の支出は違法性がある。裁判結果で。例えば、住民監査請求があつて、不適切な使用があつたとして、返還請求がされる場合もありますけれども、今、10年間分伝票があるんですしたら、そのスナック等で使ったお金、まず、これを返還して、これから新しい基準等をつくっていくべきではありませんか。裁判例であるように、違法なんです、使えないんですよ、2次会とか、スナックとか。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

今の御質問については、ちょっと内部でもちょっと検討させていただいて、後日、議会の皆さんに報告をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

あと、前回、以前、奥田議員が指摘したように、金額もですね、どうかなと思う村民もいるんですよ。全国的に見て、比較とかしておりますか。歳入歳出科目解説というのがありますよね。この中にですね、同じような財政規模、交際費の範囲、額については必要最小限のみ。財政規模や社会通念に照らして決定する必要があると記載がありますが、どのように感じますか。

○総務課長（政村勇二君）

一応、この交際費に関しましては、一応、奄美大島本島、そして、他の自治体、本島、群島内でですね、そういったところの首長さんの交際費、そしてまた、議長さんの交際費等は把握している状況でございます。

○7番（勝山浩平君）

科目解説に、先ほど申し上げた内容、財政規模、社会通念に照らし合わせて、どのように感じますか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃる、やっぱり我々としてはちょっと多い時期もありましたけれども、これの内容については、しっかり我々もどういう形で支出をしなければいけないかということは、毛頭、やっぱり考えながらやっていかなければならないと思っています。交際費の扱いについては、私も就任以来、先輩の職員等に聞く中で進めてきたわけでございまして、議員の御指摘にもありますように、支出してはいけない項目があるというのは、我々もちょっと認識不足だったのは申し訳なかったと思います。そういうのは、もう少し我々も庁内でしっかり支出のあり方については、我々も見直しながら、進めさせていただければというふうに思っているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

総務課長から、奄美群島の市町村と比較をしましたとありましたが、奄美群島、遅れているんですよね。公開、どこもしていません。だから、情報公開、進んでいるところを参考にしてもらいたいとおっしゃいましたけれども、ちなみに一番でかい東京都、6年度、使ったお金、東京都はですね、89万円。県知事、6年度、38万。鹿児島市、39万。それ、厳しい基準があるから使えないんですよ。2次会とか。だから、こういった金額。奄美の状況を見ますと、一番多いのが本村と奄美市150万。一番少ないのが、予算規模ですよ、これは。予算でいって、喜界町30万。財政規模も考慮してと解説にありますように、奄美市は財政規模、今年度ベースでいけば349億、本村の大体10倍ですね。やはり、こういった財政規模も考慮をして、住民に透明性を確保して、信用があがるような基準をしっかりとつくってもらいたい。ちなみに、毎月公開しているところも多いですけども、そのように定期的に公開をしてもらいたい。時期的にはいつになりますか。これができ上る、公開をする。先例がありますから、やろうと思えばひと月でできると思いますよ。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

早い時期にということで、我々も次の議会までにはしっかりつくらせていただきたいと思います。

○7番（勝山浩平君）

本当に村長交際費、質問しにくい内容だったんですけども、丁寧に答えていただいてありがとうございました。終わります。

○議長（藏 正君）

これで、7番、勝山浩平議員の一般質問を終わります。

暫く休憩いたします。

15時30分から再開いたします。

休憩 午後 3時13分

-----○-----

再開 午後 3時30分

○議長（藏 正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、奥田忠廣議員に発言を許可いたします。

○9番（奥田忠廣君）

最後になりましたが、しばらくの間はお付き合いを願いたいと思います。

通告してあります、ふるさと納税について。ふるさと納税は自主財源の少ない本村の貴重な収入源ではないのかについて、質問をいたします。ふるさと納税制度は2009年5月に創設されております。創設から16年になりますが、ふるさと納税は上限の範囲内で、寄附額の2,000円を超える金額について、所得税還付、住民税の控除が受けられる制度で、納税者にも自治体にもメリットがあり、本村の貴重な収入源でもあります。本村が導入したのはいつなのか。その間、どれほどのふるさと納税があったのか。納税額は増加傾向にあるのか。毎年度、減少傾向にあるのではないのか。答弁を求めます。

ふるさと納税返礼品について。納税額の3割以内となっていますが、創設当時は返礼額の上限がなく、国と裁判沙汰になった自治体もありました。現在は、返礼品に工夫などが、により、各自治体の大きな財源となっております。本村のふるさと納税の返礼品はどのようなものなのか。どこで、どのように生産されているのか。生産業者がいるのなら、何業者いるのか、答弁を求めます。

ふるさと納税者は神奈川県大和市でどれほどの人数か、人数か。また、東京板橋区ではどれほどの人数がふるさと納税者なのか。納税者の多い地域はどこなのか。2023年度の寄附人数は833人の内訳はどのような区域があるのか。2024年度は寄附者が650人と前年度より183人、金額にして2,322万円減少しているが、原因は何だと思うのか、答弁を求めます。

本村のふるさと納税に対する返礼品に工夫が足りないのではないのか。PRの仕方に工夫が足りないのではないのか。また、PRの仕方を知らない職員ばかりいるのではないのか。隣接自治体の24年度のふるさと納税は、本村の3倍の4,217万円であります。本村の職員数、会計年度職員数は隣接自治体より多い体制で行政運営を行っておりますが、ふるさと納税など、やる気のない職員ばかりではないのか。できないのであれば、専門機関に委託すべきではないのか、答弁を求めます。

返礼品の中に、ハナハナの温泉入浴、食事優待券、クロウサギQ u r u G u r uの入館優待券、フォレストポリスの宿泊優待券、本村民泊等の優待券、NPO法人タマスなどの利用を含めた返礼品の工夫など、やるべきことは多くあると思いますが、答弁を求めます。

以上、壇上から質問し、答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの奥田忠廣議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税についての、貴重な自主財源ではないかとの御質問でございますが、ふるさと納税

におきましては、個人及び企業版に分類され、平成20年度のふるさと納税制度創設から17年が経過する中、本村の財源確保における状況で、約80.6%が依存財源に頼っていることから、ふるさと納税を含む自主財源の確保は大変貴重であると認識をしているところではございます。

次に、2番目のふるさと納税額が減少傾向にあるのではないかとこの御質問でございますが、制度創設以来、平成20年度から令和6年度までの実績で申し上げますと、トータル4,854件で1億4,415万5,000円の納税額というふうになっております。ここ近年の直近の5年間の令和2年度から令和6年度までの納税額を見ますと、令和2年度、1,572万9,000円。令和3年度、1,966万6,000円。令和4年度、1,477万6,000円。令和5年度、1,627万7,000円。令和6年度、1,380万5,000円となっており、多少増減はございますが、令和6年度は対前年比247万2,000円の減となっている状況でございます。

次に、3番目の返礼品はどのようなものかとの御質問でございますが、ふるさと納税の返礼品基準は平成31年、総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に定められており、主な基準といたしましては、当該地方団体の区域内において、生産されたものであること。当該地方団体の区域内において、返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。当該地方団体の区域内において、主要な製造、加工等が行われたものであること。近隣の他の市町村と共同で共通返礼品とするものであること。当該地方団体の区域内で提供されるサービス、その他、これに準ずるものというふうになされています。この基準に基づき、返礼品を提供させていただいております、現在の総返礼品数は69アイテム、提供事業者数は14事業者となっております。

次に、4番目の納税者は大和市、板橋区でどれほどか。納税者の多い地域はどこか。寄附人数の減少の原因は何かとの御質問でございますが、令和6年度の大和市及び板橋区在住の方からの納税でございますが、大和市が2件、板橋区が4件となっております。次に、納税者の多い地域についてでございますが、都道府県別で人口規模の大きい東京都、大阪府、神奈川県が上位3地域となっております。寄附人数につきましては、令和5年度833名に対し、令和6年度653名と180名の減少となっております。寄附人数の減少の要因といたしましては、のちの5番目の専門機関に委託すべきではないかと御質問に関連いたしますので、そちらの方で答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、5番目の返礼品などの工夫、PR不足ではないか。専門機関に委託すべきではないかとの御質問でございますが、現在、ふるさと、本村ではふるさと納税の管理運営は外部事業者へ委託せず、自前で行っているところであります。実績をあげております近隣自治体に確認しましたところ、行政に代わり、管理運営に加え、マーケティングのノウハウを有する中間事業者へ委託を行っているとのことでありました。実際に、この中間事業者へ委託を行い、そのマーケティング能力を生かした効果的なPRが展開されたことで、委託前と比較し、約1.5倍の納税額の伸びがあったとのことでありました。現在、ふるさと納税に関しましては、全国的に中間事業者へ業務を委託を行うことが主流となっており、委託をしている自治体とそうでない自治体では、納税額に大きな差が

生ずるようであります。また、4番目の御質問にありました、寄附人数の減少要因についてですが、現在、本村で登録をしておりますふるさと納税ポータルサイトは3か所であるのに対し、中間事業者に委託している近隣自治体では15か所に登録をなされているようでございます。ポータルサイトの数は増えるということは、納税者の人口が増えるということでもありますので、入りの少ない本村から、入りの多い他自治体へ納税者が流れていったことも要因としてあるのではないかとこのように考えております。自前で管理運営する場合、ポータルサイトへの登録サイト数を増やすことは、管理運営に費やす事務、手間もその数に応じて増加しますので、現状の管理運営体制では、登録サイト数を増やすことは困難な状況でありますので、中間事業者へ委託することで、管理運営に伴う負担軽減が図られるとともに、登録サイト数を大幅に拡充することが可能となります。近隣自治体に確認した際にも、中間事業者のマーケティング能力も含め、登録サイト数を大幅に増加させたことが、対前年比約1.5倍の伸びにつながっているのではないかと分析しておりました。このことから、本村でもふるさと納税の現状を改善し、ふるさと納税額を増やすことを目的に、中間事業者へ業務委託を検討してまいりたいと考えております。

次に、6番目の、村内観光関連事業者の利用券等が返礼品等に含まれているかとの御質問でございますが、現在、世界自然遺産に泊まろう大和村の感謝券という名称で、大和村集落丸ごと体験協議会会員が営業する宿泊施設、体験アクティビティ及び飲食、お土産品等で御利用できる感謝券を返礼品として提供させていただいております。また、ハナハナビーチリゾート関連の利用券につきましても、担当課から15アイテムを返礼品として御提案をさせていただいております。現在、相手方の方で、サービス提供内容等について、社内協議中の段階にございます。また、Q u r u G u r u 優待券につきましても、ふるさと納税をQ u r u G u r u 運営費に充てるなどの活用用途を明確化したガバメントクラウドファンディングにて返礼品としての提供を検討しているところであります。観光関連のサービス利用券等の返礼品化は、実際に訪れていただくことで本村の認知度向上にもつながることから、サービス内容の更なる充実化を図ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣君）

村長の答弁で、非常に残念に思ったのは、ふるさと納税、大和市が2名。私たちは毎年、大和市にタンカンの販売、そして、大和市に市長表敬訪問、様々なお付き合いをさせていただいた。その中で、やはりそういうお付き合いをする中で、大和市に対してタンカン販売するときにも、ふるさと納税のPRは必要じゃないか。大和村にこういう施設がありますよ。温泉施設もありますよ。そういうPRをしないから、仕方が分からなかったんだろうと。これほど財源確保に有利なものは何もない、今は。ふるさと納税。今後、中間事業者に委託をするにしても、そこら辺りをきちんと話されて、来年度、大和市にタンカンの販売に行くときには、このふるさと納税のPRのチラシを作って配っていただきたい。どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和市におけるタンカンのPR販売の方では、タンカン、物産を中心にPRをさせていただいていたところではございますが、議員の方からも御意見がありましたように、ふるさと納税に関するPRチラシ、そういったものを新たに作成をして、その場で配布ができるような体制を構築したいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

大和村のネット、ここを見るとね、ふるさと納税の返礼品が書かれている。これ、先ほど60品、品目で14業者に委託をしていると言いました。その14業者というのは、この焼酎の生産者も入っているわけですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

焼酎の生産事業者も含まれております。

○9番（奥田忠廣君）

では、これ、ネットを見てみるとですね、もうほとんど焼酎。返礼品。こういうことじゃなくて、もう少し本村でできるものというのを、やはり工夫するべきじゃないかと思うんですけどもね。この辺りは、皆さんの知恵でやっていただかないと、私たちもこれがいいと、時期的なものがあるわけですよ。タンカンにしてもスモモにしても。ですから、時期的の期間もそのチラシの中に取り入れて、そのようなPRが必要じゃないですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃいますように、スモモ、タンカンにつきましては、時期がございまして、通年、御提供できる返礼品ではございません。そのような情報も含めた形で、チラシの作成をさせていただければと考えております。

○9番（奥田忠廣君）

今までですね、ふるさと納税というのを、個人で、最高額は幾らの方がいらっしゃいました。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

個人での最高額ということになりますと、私が記憶する中でですが、100万円という寄附があったというのは、記憶の中でございます。

○9番（奥田忠廣君）

その100万円に対して、返礼品はどのような返礼品をやったか、記憶にありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

もう、やがて10年近く前のことでありまして、すいません、その100万円についても、一般の寄附であったか、ふるさと納税であったか、そこもすいません、もう10、約10年前のことですので、私もちょっと記憶が確かではございません。寄附として受けたものとして、100万円という金額で、それが一般寄附であったのか、ふるさと納税だったのか、すいません、申し訳ございません、そこについては、今、記憶にないところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足させていただければ、その方は100万円を毎年というか、いただいております、特に返礼品を希望されていないんですが、我々としては、できるだけ大和村の産物を、あっちからの要望ではなく、我々が一応誠意として、そのシーズンシーズンに品物を送り届けるという形でさせていただいております。

○9番（奥田忠廣君）

ふるさと納税というのはですね、返礼品を本当にあてにして、納税をしてくれる方。そしてまた、ふるさとのためと思って、返礼品を考えずに納税をしてくれる方、いらっしゃると思うんですよ。私たちは、東京には関東大和会。東京奄美会。関西には関西大和会。関西奄美会というのがある。毎年、村長も議長も招待をされる。そういう中で、職員もいく。そういう中でふるさとのPR、ふるさと納税のビラを配る。こういうのがありますよ、よろしくお願いします、ふるさとのためにという宣伝というのは、私たちがやらなくちゃ、中間業者はやらない。中間業者に委託しても、また、別なところでうつでしょう、中間業者はやるんじゃないかと思うんです。ですから、そういうことを必ずやっていただきたい。郷友会。そして、名簿もありますよ、郷友会。関東奄美会もあるし、関東大和会もあるし、関西もあります。その名簿に対してもですね、送付して、ふるさと納税を促進していただけたら、いただきたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

関東、関西大和会の総会、懇親会の場合などにおきましては、もちろん、村長の御挨拶の中でそういったお願いの発言もあったことかというふうに考えております。その場におきまして、村から物産をお持ちいたしまして、皆様に御提供もさせていただいているところでございます。そういった中で、やはりその場でふるさと納税の周知広報、そして、チラシを改めて送付であるとか、そういったことを行いますと、より愛郷心を掻き立てて、ふるさと納税をしていただける可能性はあがるのではないかとこのように考えますので、そのような対応を取りたいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

これ、失礼ですけど、このふるさと納税の担当職員というのがいらっしゃるんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ほかの業務と兼務をして、担当職員を配置しております。

○9番（奥田忠廣君）

これですね、2023年、4年度も出ているんですよ。ふるさと納税の、12市町村で。大和村が一番下。何年。ずっと一番下。これはね、やはり私はしつこく質問はしませんが、村長が先ほど言いました、中間業者に委託する。委託しますかと、ふるさと納税について。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在、中間事業者の方の調査を行っておりまして、今年度中には中間事業者との契約、委託契

約の方を締結したいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

これね、是非、委託していただきたい。もう、職員ではできないと思うんです。だから、今、2025年ですか。26年からは中間業者に委託して、このふるさと納税の促進を図る、という理解でよろしいですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

そのような理解で大丈夫です。

○9番（奥田忠廣君）

もうあなた方がそういうことを言うのであれば、私、質問する、もう必要ないんです。是非、そうやってですね、隣接に負けないように、隣接並みのふるさと納税を確保していただきたい。よろしいですか。

○村長（伊集院 幼君）

もう、我々のちょっと働きかけが、ちょっともう弱かったなというふうに、我々も反省しております。奄美温泉、あのハナハナビーチリゾート、Q u r u G u r u。いろいろと大和村に人を呼び込む施設ができましたので、奥田議員おっしゃったように、やっぱり各郷友会での呼びかけと、また、その中間事業者への、我々が委託をすることによって、いろんなアイテムが広がってくるんじゃないかなというふうに思っています。本当に、ここ2・3年、我々も職員が業務が多忙の中で、いろいろと手が回らなかった分があったことは、我々も大変、皆様方にも申し訳ないという思いでございます。しっかり我々は結果を出していかなければならないと思っておりますので、今年度、我々も、来年度に向けて、数字が上がるように努力をさせていただきたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

私、先ほども申しましたけれども、大和村、自主財源が少ない。その自主財源を補うための、このふるさと納税というの、一つの、もうこれ以外しかないんですよ。ほかからお金を引っ張ってくるの。寄附しかない。中間業者の育成、中間業者に委託する。そういう、そして、担当者をちゃんと決めて、やっていただく。そういう答弁をいただきましたので、あと33分残っています。質問を終わります。

○議長（藏 正君）

これで、9番、奥田忠廣議員の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の引き上げを図るための2026年度政府予算に関わる
意見書採択の要請について

○議長（藏 正君）

日程第2、陳情第3号、義務教育費国庫負担制度の引き上げを図るための2026年度政府予算に関わる意見書採択の要請についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の引き上げを図るための、2026年度政府予算に関わる意見書採択について

○議長（藏 正君）

日程第3、発議第2号、義務教育費国庫負担制度の引き上げを図るための、2026年度政府予算に関わる意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対して趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件について

○議長（藏 正君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件、件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等の変更に、日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（蔵 正君）

日程第 5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、議会、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期、日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和 7 年第 2 回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 0 1 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 蔵 正

大和村議会議員 重 信 安 男

大和村議会議員 勝 山 浩 平

